

# DIAMパッシブ資産分散ファンド

## 愛称：三本の矢

追加型投信／内外／資産複合

- この目論見書により行う「DIAMパッシブ資産分散ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年2月6日に関東財務局長に提出しており、2024年2月7日にその効力が生じております。
- 「DIAMパッシブ資産分散ファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	45
第3【ファンドの経理状況】	52
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	113
第三部【委託会社等の情報】	115
第1【委託会社等の概況】	115
約款	161

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

D I A Mパッシブ資産分散ファンド

また、愛称として「三本の矢」という名称を用いる場合があります。

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

#### <基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

#### (5) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

#### (7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年2月7日から2024年8月7日まで

※ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、オランダの銀行、フランスの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

#### (8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

なお、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし、

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。
- ②当ファンドの信託金限度額は、4,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

## 1 3資産のリスク量が等しくなるように分散投資を行います。

### 資産構成比

2023年11月末現在、ファンドにおける各資産のリスク量が均等となる比率(基本リスクウェイト)に基づき算出された資産構成比は以下の通りです。

各資産の相関関係を考慮したうえでファンドにおける3資産のリスク量が等しくなるように調整するため、相対的にリスクの高い資産の構成比は低くなり、相対的にリスクの低い資産の構成比は高くなります。

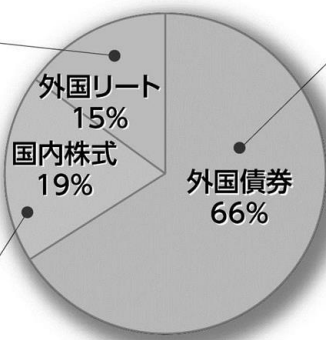
#### 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

S&P 先進国 REITインデックス  
(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)\*への連動をめざします。

※上記指数のドルベースのデータを、基準価額算出に用いる為替レートによって委託会社が計算したものです。

#### インデックス225 マザーファンド

日経平均株価  
への連動をめざします。



#### 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

FTSE世界国債インデックス  
(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)  
への連動をめざします。

基本リスクウェイトに基づき定期的に算出された資産構成比に従い運用を行うため、左記比率は変化します。

(※)外国債券、国内株式、外国リートへの投資は、それぞれ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドを通じて行います。上記資産構成比は、各マザーファンドの構成比です。

(※)基本リスクウェイトは、当該資産の時価およびボラティリティをもとに、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が定期的に計測します。計測の結果、原則として基本リスクウェイト(各々約33%)と、当ファンドにおけるいずれかの資産のリスクウェイトが5%以上乖離した場合にはリバランスを行います。純資産総額や市場環境等によって資産構成比を見直す場合もあります。

(※)2023年11月末現在の資産構成比は、2018年12月～2023年11月のヒストリカルデータから計測した各資産のリスク量に基づいて算出された比率です。各資産のリスク量は、外国債券はFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)、国内株式は日経平均株価、外国リートはS&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)で計測したものです。

(出所:みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)

## 2 海外投資の活用で通貨分散が図れます。

世界主要通貨である米ドル、ユーロ、日本円などに通貨分散が図れます。資産分散に加え、通貨分散が図れることで、より一層の分散投資効果が期待できます。

※実質組入外貨建資産について為替ヘッジは行いません。

## 3 年6回の決算

奇数月の各6日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として利子・配当等収益(経費控除後)の範囲内で安定的な分配を行うことを基本とします。また、5月および11月には原則として利子・配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行うこととします。

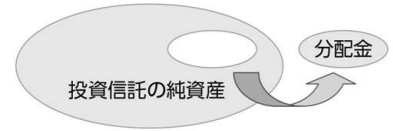


- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

# 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



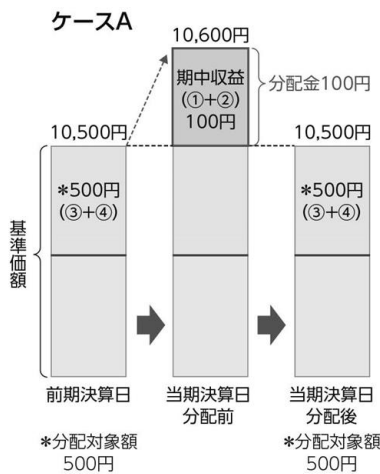
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

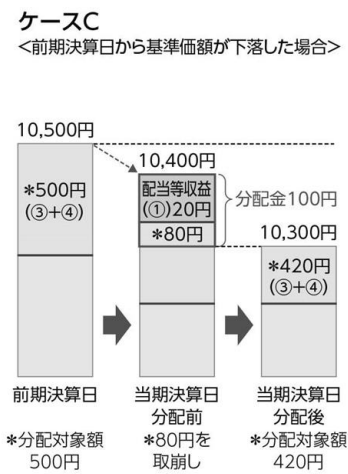
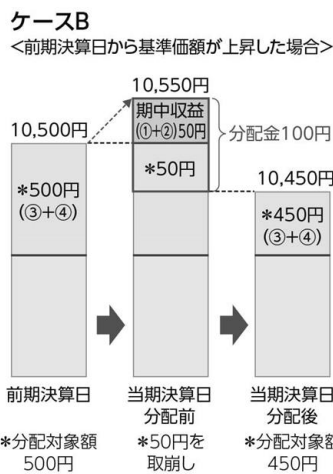
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



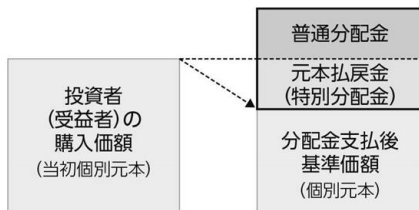
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

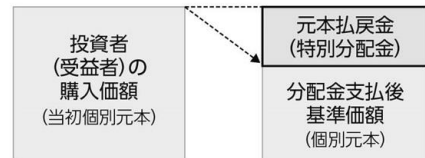
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信  追加型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( )  資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
公債 社債	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動産 投信) 資産配分変 更型) )	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

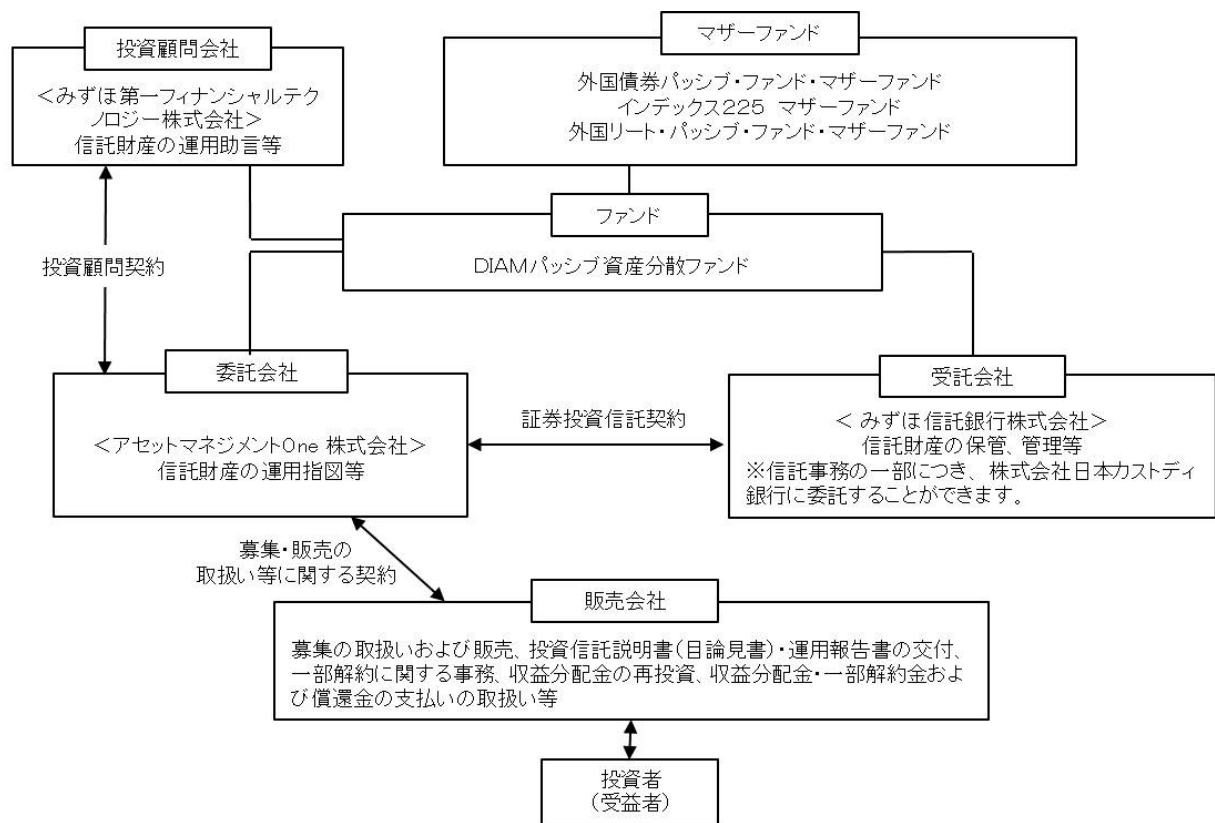
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））に分類されます。
年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。  
上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

- 2005年12月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
- 2021年6月2日 ファンドの主要投資対象に「インデックス225 マザーファンド」を追加
- 2021年9月17日 ファンドの主要投資対象から「日経225インデックスファンド・マザーファンド」を削除

### (3) 【ファンドの仕組み】



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金及び償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

- ・「投資顧問契約」の概要

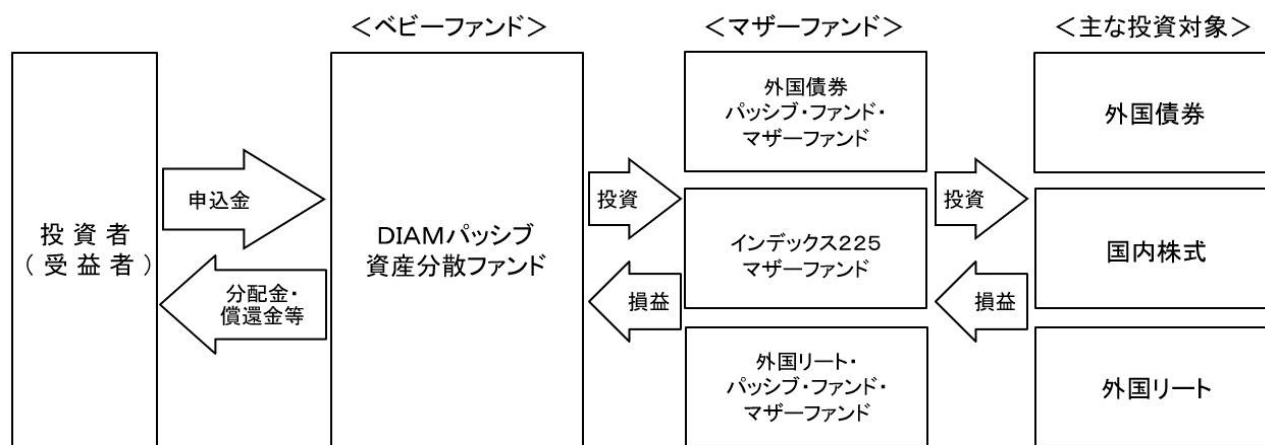
委託会社と投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）との間においては、当ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※当ファンドはデリバティブ取引や為替予約取引の直接利用は行いません。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2023年11月30日現在）

委託会社の沿革

- |            |   |
|------------|---|
| 1985年7月1日  | 会社設立  |
| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得   |
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可  |
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 2008年1月1日  | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更   |
| 2016年10月1日 | DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更     |

大株主の状況

(2023年11月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

#### <投資対象>

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、インデックス225 マザーファンド受益証券および外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

- ①外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンドおよび外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの各受益証券を通じて主に外国債券、国内株式および外国不動産投資信託証券に投資し、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。
- ②各マザーファンドへの投資に当たっては、各資産の信託財産におけるリスク量が均等となる比率に基づき算出された投資比率に従い、配分します。
- ③基本リスクウェイトは、各資産の時価およびボラティリティをもとに、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が定期的に計測します。計測の結果、原則として、基本リスクウェイトから信託財産におけるいずれかの資産のリスクウェイトが5%以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- ④上記規定にかかわらず、信託財産の純資産総額の水準や市場環境等によって、各資産の投資割合を見直す場合があります。
- ⑤実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。

## (2) 【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

### ②有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドおよびインデックス225 マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの。
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

### ③金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	①主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」 <sup>(注1)</sup> に連動する投資成果をめざして運用を行います。  (注1)FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの

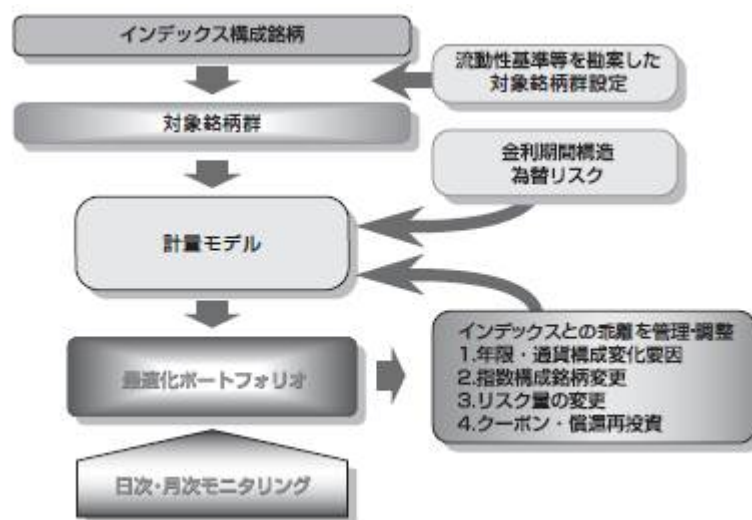
誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。

このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

②外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

③外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

### 運用プロセス



#### ①流動性基準等による対象銘柄群設定

FTSE世界国債インデックス構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。

#### ②最適化法によるポートフォリオの構築

金利の期間構造、通貨エクスポージャーから発生するベンチマーク乖離要因が最小となるポートフォリオを構築します。

#### ③インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・年限・通貨構成変化要因
- ・指数構成銘柄変更
- ・リスク量の変更
- ・クーポン・償還再投資

### 主な投資制限

①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

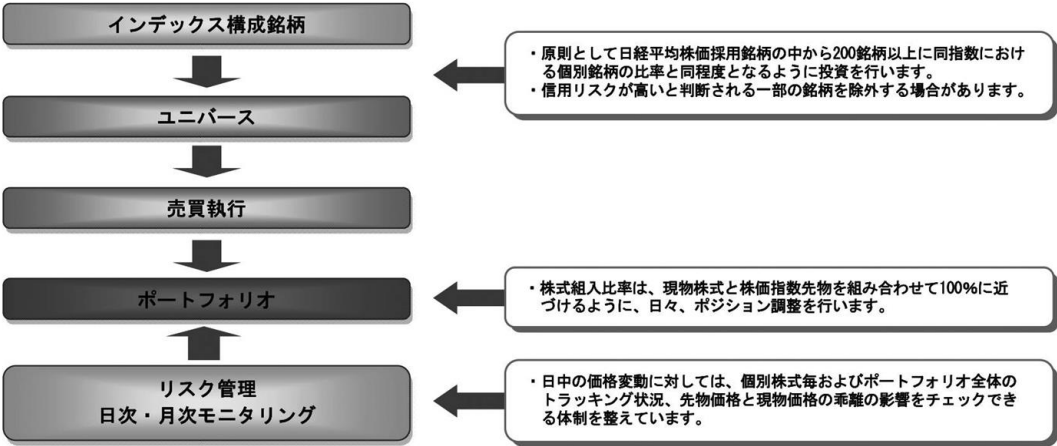
③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め



「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	インデックス225 マザーファンド
基本方針	<p>この投資信託は、日経平均株価（225種・東証）<sup>(注2)</sup>の動きに連動する投資成果をめざした運用を行ないます。</p> <p>(注2)日経平均株価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。</li> <li>②「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。</li> <li>③インデックス225 マザーファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびインデックス225 マザーファンドの取引に関して、一切責任を負いません。</li> <li>④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。</li> <li>⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。</li> </ul>
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、原則として、日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄の中から200銘柄以上に同指数における個別銘柄の比率と同程度となるように投資を行ないます。</li> <li>②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。</li> <li>③株価指数先物取引等を利用する場合があります。</li> <li>④株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。</li> </ul>

	<p>⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>運用プロセス</p>	<p>①原則として、日経平均株価採用銘柄の中から200銘柄以上※に同指数における個別銘柄の比率と同程度となるように投資を行います。</p> <p>※計量モデルなども活用することで、一部信用リスクが高いと思われる銘柄は投資対象から除外する場合があります。</p> <p>②株式の組入比率は、高位を保ちます。</p> <p>③資金の流出入に伴って発生する取引コスト等の影響を軽減するために取引コストの低い株価指数先物取引等を積極的に活用して、日経225との連動性の向上を図ります。</p> <p>※当ファンドの基準価額は、株式売買時における売買委託手数料の負担や先物価格と理論価格との乖離などによる影響により、日経平均株価（日経225）との間に若干の乖離を生じることがあります。</p> 
<p>主な投資制限</p>	<p>①株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への投資は行ないません。</p> <p>③デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

<p>ファンド名</p>	<p>外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド</p>
<p>基本方針</p>	<p>この投資信託は、S &amp; P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）（注3）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>（注3）S &amp; P 先進国 REITインデックスは、S&amp;P Globalの一部門であるS&amp;Pダ</p>

ウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's<sup>®</sup>およびS&P<sup>®</sup>は、S&P Globalの一部門であるスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズLLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones<sup>®</sup>は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLC（「Dow Jones」）の登録商標です。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、有価証券全般または具体的な商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS & P 先進国 REITインデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S & P 先進国 REITインデックスに関して、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indicesおよび／または特定の商標、サービスマーク、および／または商標名のライセンス供与です。S & P 先進国 REITインデックスは委託会社または本商品に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S & P 先進国 REITインデックスの決定、構成または計算において委託会社または本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の価格および数量、または本商品の発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては本商品が将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S & P 先進国 REITインデックスに基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルードの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、S & P 先進国 REITインデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS & P

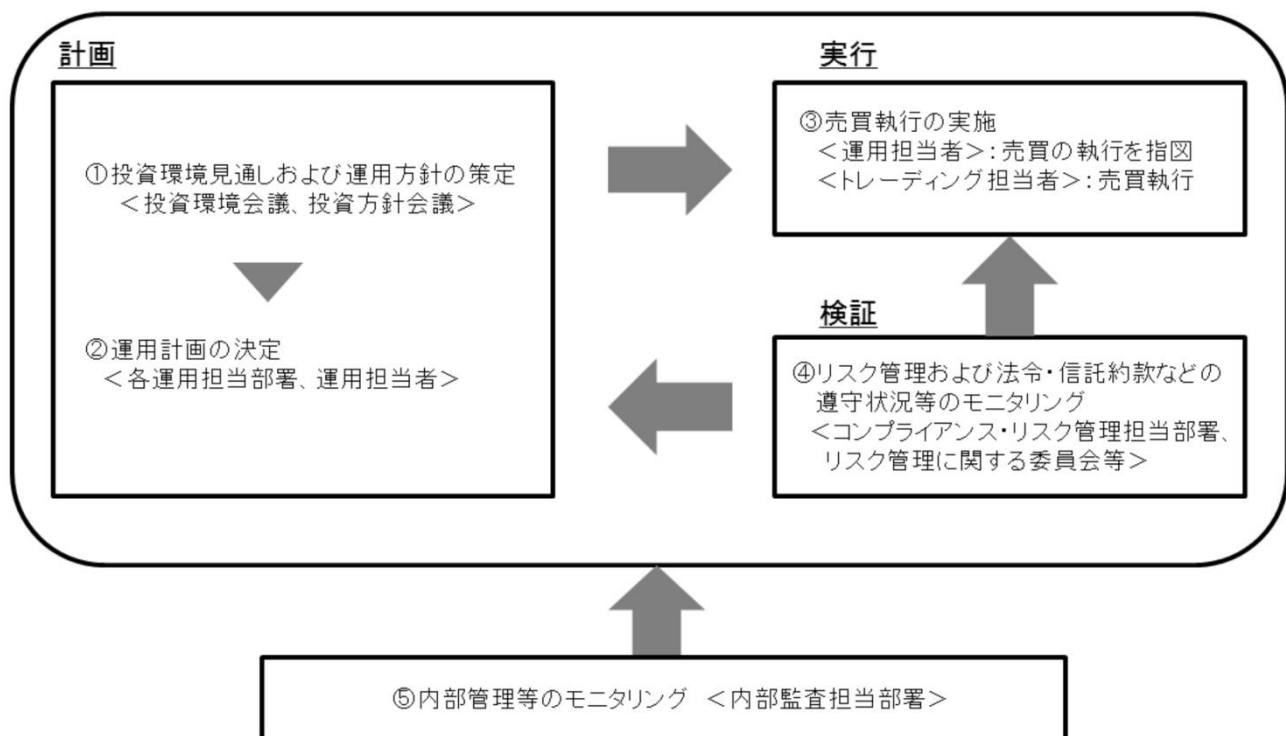
	<p>先進国 REIT インデックスを使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、委託会社、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&amp;P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&amp;P Dow Jones Indices のライセンサーを除き、S&amp;P Dow Jones Indices と委託会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。</p>
<p>主な投資対象</p>	<p>日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※を主要投資対象とします。        ※海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券とします。</p>
<p>投資態度</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S &amp; P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>2. 不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</li> <li>3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。</li> </ol>
<p>運用プロセス</p>	<p>ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスである「S&amp;P先進国REITインデックス(除く日本)」を構成する全ての銘柄を、その時価構成比で組み入れることをめざします。インデックスに対する連動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。</p> <pre> graph TD     A[インデックス構成銘柄] --&gt; B[完全法をベースとして 組入銘柄および株数を決定]     B --&gt; C[ポートフォリオ]     C --&gt; D[日々・月次モニタリング]     D --&gt; E[インデックスとの乖離を管理・調整 1.インデックス構成銘柄および株数の変更 2.配当金再投資 3.資本異動 4.設定/解約]     E --&gt; B   </pre>
<p>主な投資制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</li> <li>2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>3. 株式への直接投資は行いません。</li> <li>4. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S &amp; P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS &amp; P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。</li> </ol>

5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### （3）【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2023年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

1. 収益分配方針

毎決算時（原則として奇数月の各6日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

収益分配は、分配対象額の範囲のうち、原則として利子・配当等収益の範囲内で行います。また、毎年5月および11月の決算時には、原則として利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

### (3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 2. 収益の分配方式

(1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## 3. 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

(1) マザーファンドへの投資割合（約款 運用の基本方針2. 運用方法 (3) 投資制限)

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

(2) 株式への投資割合（約款 運用の基本方針2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産の実質投資割合（約款 運用の基本方針2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつ

た場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款 運用の基本方針2. 運用方法 (3) 投資制限）

(5) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引は行いません。

(6) 特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第19条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(7) 資金の借入れ（約款第26条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

各資産（外国債券、国内株式、外国リート）の実質資産配分比率は基本リスクウェイトに基づいた比率とします。収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

○金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。



金利リスクとは、金利変動により債券およびリートの価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。また金利の変動に伴い、リートの価格も変動する傾向があり、当ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

#### ○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは株式に実質的に投資します。株式の価格は一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

#### ○リートの価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

#### ○為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは実質組入外貨建資産の為替リスクに対して為替ヘッジを行わないため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

また実質組入外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

#### ○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

#### ○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

## ○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落する要因となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。
- 当ファンドは、信託財産の純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

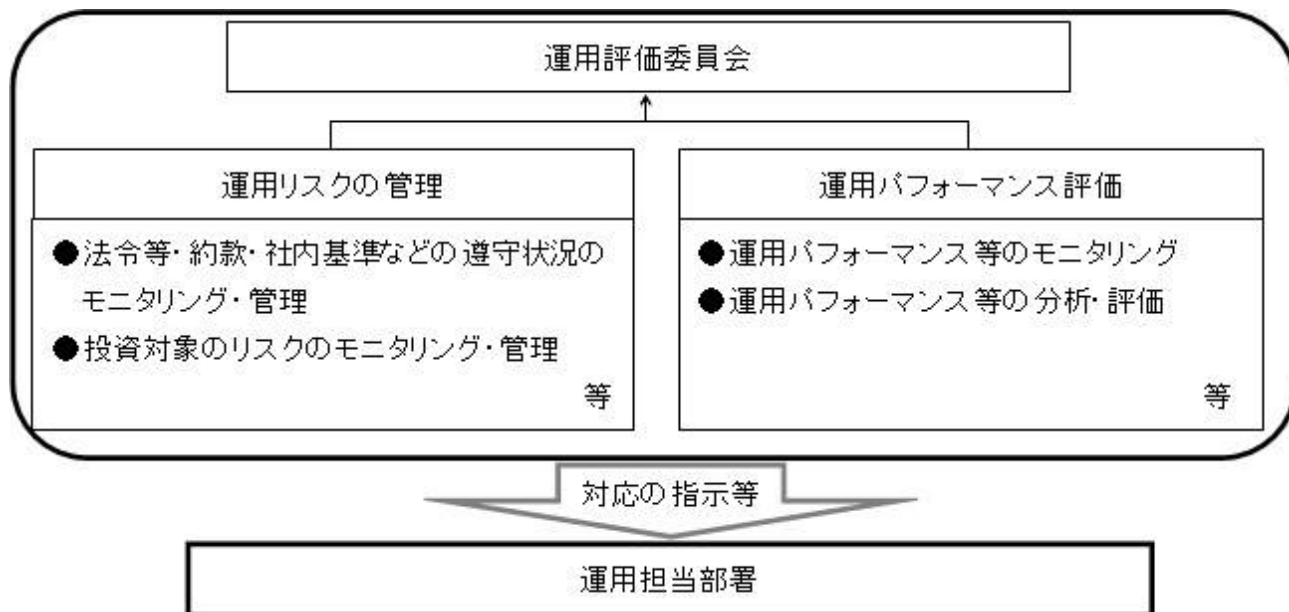
## ○注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

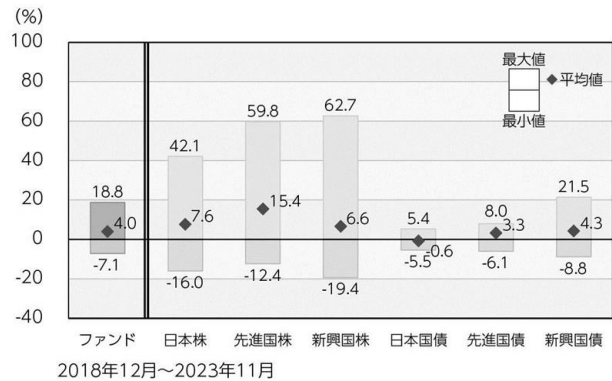
※リスク管理体制は2023年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1%（税抜1.0%）

※信託報酬の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて以下の通りとします。

信託報酬の配分（税抜）			
各販売会社の 取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年率0.44%	年率0.50%	年率0.06%
100億円超 300億円以下の部分	年率0.39%	年率0.55%	年率0.06%
300億円超の部分	年率0.34%	年率0.60%	年率0.06%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）に対する投資顧問報酬が含まれます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### ①信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

##### ②その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- 2) 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- 3) 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- 4) マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

##### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

#### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

#### ＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.12%	1.10%	0.02%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年5月9日～2023年11月6日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	3,404,362,717	98.95
内 日本	3,404,362,717	98.95
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	36,059,737	1.05
純資産総額	3,440,422,454	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	245,812,723,868	98.48
内 アメリカ	117,089,327,422	46.91
内 フランス	20,864,389,805	8.36
内 イタリア	18,624,368,647	7.46
内 中国	17,445,780,199	6.99
内 ドイツ	16,047,112,032	6.43
内 イギリス	12,521,415,696	5.02
内 スペイン	12,288,253,612	4.92
内 カナダ	4,855,361,025	1.95
内 ベルギー	4,359,548,233	1.75
内 オランダ	3,722,780,929	1.49
内 オーストラリア	3,640,803,411	1.46
内 オーストリア	2,870,205,471	1.15
内 メキシコ	2,195,257,065	0.88
内 アイルランド	1,449,341,240	0.58
内 フィンランド	1,307,172,988	0.52
内 ポーランド	1,250,069,951	0.50
内 マレーシア	1,225,212,190	0.49
内 シンガポール	1,055,566,721	0.42
内 デンマーク	770,869,493	0.31
内 イスラエル	755,588,298	0.30
内 ニュージーランド	572,207,075	0.23
内 スウェーデン	494,744,870	0.20
内 ノルウェー	407,347,495	0.16
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	3,802,181,814	1.52
純資産総額	249,614,905,682	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

インデックス225 マザーファンド

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	154,860,675,200	98.12
内 日本	154,860,675,200	98.12
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	2,968,820,263	1.88

純資産総額	157,829,495,463	100.00
-------	-----------------	--------

その他資産の投資状況

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (買建)	2,881,000,000	1.83
内 日本	2,881,000,000	1.83

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	8,355,306,480	10.26
内 オーストラリア	5,423,381,065	6.66
内 シンガポール	2,870,974,247	3.52
内 香港	60,951,168	0.07
投資証券	72,835,664,632	89.40
内 アメリカ	63,074,427,368	77.42
内 イギリス	3,949,387,770	4.85
内 フランス	1,475,778,900	1.81
内 カナダ	1,220,088,535	1.50
内 ベルギー	929,593,968	1.14
内 香港	922,151,467	1.13
内 スペイン	367,830,110	0.45
内 ニュージーランド	240,753,728	0.30
内 韓国	159,235,114	0.20
内 オランダ	158,046,380	0.19
内 ガーンジー	158,019,618	0.19
内 イスラエル	109,411,898	0.13
内 ドイツ	33,053,909	0.04
内 アイルランド	30,632,022	0.04
内 イタリア	7,253,845	0.01
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	281,379,794	0.35
純資産総額	81,472,350,906	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	989,890,513	2.2283 2,205,872,019	2.2569 2,234,083,898	—	64.94
2	インデックス225マ	親投資	231,475,008	2.7700	2.8363	—	19.08

	ザーファンド 日本	信託受 益証券		641,208,919	656,532,565	—	
3	外国リート・パッシブ・ ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	292,516,230	1,724,504,473,490	1,756,513,746,254	—	14.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.95
合計	98.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

#### 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ	国債証 券	1,567,766,200	80.76 1,266,211,665	80.39 1,260,367,663	1.25 2031/8/15	0.50
2	US T N/B 1.125 02/15/31 アメリカ	国債証 券	1,425,108,300	81.49 1,161,368,477	81.06 1,155,311,910	1.125 2031/2/15	0.46
3	US T N/B 1.875 02/15/32 アメリカ	国債証 券	1,364,809,600	84.87 1,158,448,233	83.48 1,139,429,417	1.875 2032/2/15	0.46
4	US T N/B 3.5 02/15/33 アメリカ	国債証 券	1,205,974,000	96.08 1,158,709,084	94.06 1,134,369,293	3.5 2033/2/15	0.45
5	US T N/B 1.5 11/30/24 アメリカ	国債証 券	1,176,560,000	94.46 1,111,402,107	96.41 1,134,332,438	1.5 2024/11/30	0.45
6	US T N/B 0.875 11/15/30 アメリカ	国債証 券	1,394,223,600	80.44 1,121,535,818	79.93 1,114,425,797	0.875 2030/11/15	0.45
7	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証 券	1,117,732,000	103.19 1,153,448,059	98.77 1,104,022,322	4.125 2032/11/15	0.44
8	US T N/B 1.375 11/15/31 アメリカ	国債証 券	1,351,573,300	82.03 1,108,795,309	80.62 1,089,679,572	1.375 2031/11/15	0.44
9	US T N/B 2.875 05/15/32 アメリカ	国債証 券	1,183,913,500	92.10 1,090,391,323	90.04 1,066,007,742	2.875 2032/5/15	0.43
10	US T N/B 2.75 08/15/32 アメリカ	国債証 券	1,153,028,800	91.93 1,060,046,820	88.86 1,024,664,270	2.75 2032/8/15	0.41
11	CHINA GOVERNMENT BOND 2.26 02/24/25 中国	国債証 券	1,019,719,800	99.64 1,016,108,859	99.65 1,016,230,838	2.26 2025/2/24	0.41
12	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証 券	1,182,442,800	83.43 986,579,577	83.35 985,584,539	1.625 2031/5/15	0.39
13	CHINA GOVERNMENT BOND 2.68 05/21/30 中国	国債証 券	980,579,040	99.91 979,724,543	100.00 980,587,571	2.68 2030/5/21	0.39

14	US T N/B 1.5 08/15/26 アメリカ	国債証 券	1,033,902,100	91.47 945,795,936	92.54 956,844,082	1.5 2026/8/15	0.38
15	US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ	国債証 券	1,211,856,800	79.49 963,313,540	78.86 955,733,697	0.625 2030/8/15	0.38
16	US T N/B 3.5 04/30/28 アメリカ	国債証 券	955,955,000	95.27 910,786,126	96.93 926,622,867	3.5 2028/4/30	0.37
17	US T N/B 3.75 04/15/26 アメリカ	国債証 券	882,420,000	97.86 863,615,629	98.28 867,270,639	3.75 2026/4/15	0.35
18	CHINA GOVERNMENT BOND 3.03 03/11/26 中国	国債証 券	844,616,400	101.65 858,621,520	101.53 857,543,085	3.03 2026/3/11	0.34
19	FRANCE OAT 1.5 05/25/31 フランス	国債証 券	933,527,800	90.33 843,313,700	91.51 854,321,700	1.5 2031/5/25	0.34
20	US T N/B 1.625 02/15/26 アメリカ	国債証 券	895,656,300	92.44 827,997,434	93.88 840,902,311	1.625 2026/2/15	0.34
21	US T N/B 2.75 04/30/27 アメリカ	国債証 券	882,420,000	94.17 831,050,655	94.97 838,109,420	2.75 2027/4/30	0.34
22	US T N/B 3.75 06/30/30 アメリカ	国債証 券	838,299,000	93.37 782,795,223	96.91 812,413,240	3.75 2030/6/30	0.33
23	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26 中国	国債証 券	813,715,800	100.15 815,014,323	99.62 810,696,092	2.3 2026/5/15	0.32
24	US T N/B 0.75 04/30/26 アメリカ	国債証 券	882,420,000	90.27 796,629,880	91.50 807,500,475	0.75 2026/4/30	0.32
25	US T N/B 4.25 12/31/24 アメリカ	国債証 券	808,885,000	99.03 801,103,526	99.07 801,380,698	4.25 2024/12/31	0.32
26	US T N/B 0.875 06/30/26 アメリカ	国債証 券	854,476,700	89.93 768,511,846	91.43 781,295,441	0.875 2026/6/30	0.31
27	US T N/B 1.5 01/31/27 アメリカ	国債証 券	844,181,800	90.39 763,131,237	91.60 773,283,712	1.5 2027/1/31	0.31
28	FRANCE OAT 0.5 05/25/26 フランス	国債証 券	817,240,600	92.92 759,457,013	94.50 772,335,680	0.5 2026/5/25	0.31
29	US T N/B 0.75 03/31/26 アメリカ	国債証 券	841,240,400	90.88 764,522,252	91.80 772,265,255	0.75 2026/3/31	0.31
30	US T N/B 0.375 01/31/26 アメリカ	国債証 券	838,299,000	89.75 752,376,293	91.40 766,224,934	0.375 2026/1/31	0.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.48
合計	98.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### インデックス225 マザーファンド

2023年11月30日現在

順	銘柄名	種類	数量	簿価単価	評価単価	利率	投資
---	-----	----	----	------	------	----	----

位	発行体の国/地域	業種		簿価金額 (円)	評価金額 (円)	(%) 償還日	比率 (%)
1	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	462,000	29,105.12 13,446,567,399	37,490.00 17,320,380,000	— —	10.97
2	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	462,000	16,327.08 7,543,113,600	24,025.00 11,099,550,000	— —	7.03
3	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	1,232,000	2,969.34 3,658,234,227	4,681.00 5,766,992,000	— —	3.65
4	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通 信業	924,000	5,852.06 5,407,312,533	6,020.00 5,562,480,000	— —	3.52
5	KDDI 日本	株式 情報・通 信業	924,000	4,132.77 3,818,688,048	4,625.00 4,273,500,000	— —	2.71
6	信越化学工業 日本	株式 化学	770,000	4,000.20 3,080,160,062	5,212.00 4,013,240,000	— —	2.54
7	ダイキン工業 日本	株式 機械	154,000	23,883.65 3,678,082,429	22,155.00 3,411,870,000	— —	2.16
8	TDK 日本	株式 電気機器	462,000	4,771.39 2,204,384,134	6,870.00 3,173,940,000	— —	2.01
9	ファナック 日本	株式 電気機器	770,000	4,497.32 3,462,939,067	4,114.00 3,167,780,000	— —	2.01
10	テルモ 日本	株式 精密機器	616,000	3,825.53 2,356,528,961	4,718.00 2,906,288,000	— —	1.84
11	リクルートホールディング ス 日本	株式 サービス 業	462,000	3,994.59 1,845,501,119	5,505.00 2,543,310,000	— —	1.61
12	京セラ 日本	株式 電気機器	308,000	6,896.61 2,124,158,184	8,190.00 2,522,520,000	— —	1.60
13	中外製薬 日本	株式 医薬品	462,000	3,725.97 1,721,399,552	5,218.00 2,410,716,000	— —	1.53
14	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機 器	770,000	2,023.67 1,558,230,104	2,794.50 2,151,765,000	— —	1.36
15	レーザーテック 日本	株式 電気機器	61,600	23,502.26 1,447,739,241	33,040.00 2,035,264,000	— —	1.29
16	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	154,000	11,764.38 1,811,714,582	12,820.00 1,974,280,000	— —	1.25
17	第一三共 日本	株式 医薬品	462,000	4,264.06 1,969,995,748	4,000.00 1,848,000,000	— —	1.17
18	日東電工 日本	株式 化学	154,000	8,763.33 1,349,553,122	10,515.00 1,619,310,000	— —	1.03
19	セコム 日本	株式 サービス 業	154,000	8,338.91 1,284,192,517	10,295.00 1,585,430,000	— —	1.00
20	デンソー 日本	株式 輸送用機 器	616,000	1,961.77 1,208,455,445	2,314.00 1,425,424,000	— —	0.90
21	キッコーマン 日本	株式 食料品	154,000	6,916.59 1,065,156,039	9,065.00 1,396,010,000	— —	0.88

22	本田技研工業	日本	株式 輸送用機器	924,000	1,240.15 1,145,905,513	1,509.00 1,394,316,000	— —	0.88
23	アステラス製薬	日本	株式 医薬品	770,000	1,931.75 1,487,452,497	1,797.50 1,384,075,000	— —	0.88
24	NTTデータグループ	日本	株式 情報・通信業	770,000	1,893.78 1,458,218,228	1,797.00 1,383,690,000	— —	0.88
25	バンダイナムコホールディングス	日本	株式 その他製品	462,000	2,934.25 1,355,624,092	2,943.00 1,359,666,000	— —	0.86
26	オリンパス	日本	株式 精密機器	616,000	2,252.45 1,387,514,669	2,166.00 1,334,256,000	— —	0.85
27	富士フイルムホールディングス	日本	株式 化学	154,000	6,902.55 1,062,993,294	8,660.00 1,333,640,000	— —	0.84
28	HOYA	日本	株式 精密機器	77,000	14,006.39 1,078,492,425	16,665.00 1,283,205,000	— —	0.81
29	豊田通商	日本	株式 卸売業	154,000	6,085.50 937,168,075	8,190.00 1,261,260,000	— —	0.80
30	エーザイ	日本	株式 医薬品	154,000	7,999.14 1,231,867,914	7,672.00 1,181,488,000	— —	0.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	98.12
合計	98.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2023年11月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	25.81
小売業		12.87
情報・通信業		9.87
化学		6.57
医薬品		6.25
機械		4.75
輸送用機器		4.63
サービス業		4.37
精密機器		3.72
食料品		3.47
卸売業		3.12
その他製品		2.25
建設業		1.64
陸運業		1.27
不動産業		1.13
保険業	0.90	

その他金融業	0.80
ゴム製品	0.76
ガラス・土石製品	0.73
非鉄金属	0.69
銀行業	0.67
海運業	0.39
空運業	0.30
倉庫・運輸関連業	0.22
石油・石炭製品	0.22
電気・ガス業	0.17
証券、商品先物取引業	0.15
繊維製品	0.10
鉄鋼	0.08
鉱業	0.08
水産・農林業	0.07
パルプ・紙	0.07
金属製品	0.02
合計	98.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC アメリカ	投資証 券	409,349	17,074.93 6,989,608,361	16,624.79 6,805,342,307	— —	8.35
2	EQUINIX INC アメリカ	投資証 券	41,462	111,857.96 4,637,854,884	118,878.15 4,928,925,925	— —	6.05
3	WELLTOWER INC アメリカ	投資証 券	245,313	12,036.48 2,952,705,232	12,971.57 3,182,095,732	— —	3.91
4	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	134,186	16,612.11 2,229,112,727	20,325.07 2,727,340,379	— —	3.35
5	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証 券	70,149	40,716.81 2,856,243,821	37,929.35 2,660,706,183	— —	3.27
6	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証 券	145,043	16,378.78 2,375,628,667	18,054.31 2,618,651,749	— —	3.21
7	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証 券	314,213	8,283.34 2,602,733,494	7,893.24 2,480,160,788	— —	3.04
8	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	449,024	4,461.68 2,003,405,509	4,356.21 1,956,044,365	— —	2.40
9	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証 券	93,605	19,700.71 1,844,085,200	19,049.97 1,783,173,106	— —	2.19
10	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資信 託受益 証券	759,459	2,044.79 1,552,934,345	2,272.53 1,725,896,399	— —	2.12
11	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	62,911	26,956.00 1,695,829,465	25,123.96 1,580,573,957	— —	1.94
12	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証 券	152,744	9,219.90 1,408,284,446	8,321.22 1,271,016,519	— —	1.56
13	INVITATION HOMES INC	投資証	254,737	4,916.76	4,847.42	—	1.52

	アメリカ	券		1,252,481,959	1,234,819,062	—	
14	IRON MOUNTAIN INC アメリカ	投資証 券	129,234	8,439.86 1,090,718,051	9,306.58 1,202,727,800	— —	1.48
15	VENTAS INC アメリカ	投資証 券	178,169	6,545.74 1,166,248,528	6,678.44 1,189,892,526	— —	1.46
16	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT アメリカ	投資証 券	68,940	16,022.56 1,104,595,367	16,032.10 1,105,253,022	— —	1.36
17	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	55,075	18,339.72 1,010,060,607	18,824.96 1,036,784,672	— —	1.27
18	MID AMERICA アメリカ	投資証 券	51,640	21,053.34 1,087,194,830	18,216.09 940,678,897	— —	1.15
19	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	28,404	33,417.91 949,202,389	31,212.66 886,564,567	— —	1.09
20	WP CAREY INC アメリカ	投資証 券	94,646	9,218.65 872,508,823	9,146.28 865,659,129	— —	1.06
21	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ	投資証 券	82,425	9,858.66 812,600,458	10,308.13 849,648,134	— —	1.04
22	LINK REIT 香港	投資証 券	1,133,620	812.01 920,516,214	732.87 830,802,891	— —	1.02
23	SEGRO PLC イギリス	投資証 券	541,889	1,374.61 744,886,449	1,532.83 830,626,619	— —	1.02
24	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証 券	314,849	2,433.66 766,238,538	2,564.90 807,556,451	— —	0.99
25	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	116,191	7,012.82 814,827,214	6,747.57 784,007,091	— —	0.96
26	KIMCO REALTY アメリカ	投資証 券	274,220	2,742.76 752,120,259	2,797.27 767,067,763	— —	0.94
27	AMERICAN HOMES 4 RENT アメリカ	投資証 券	140,670	5,131.57 721,858,090	5,263.63 740,435,577	— —	0.91
28	REGENCY CENTERS CORP アメリカ	投資証 券	72,661	8,817.92 640,719,404	9,040.39 656,883,988	— —	0.81
29	UDR INC アメリカ	投資証 券	134,037	5,827.05 781,040,557	4,895.96 656,239,830	— —	0.81
30	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC アメリカ	投資証 券	91,278	7,464.10 681,308,228	7,160.83 653,626,998	— —	0.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	10.26
投資証券	89.40
合計	99.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。



## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

インデックス225 マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

インデックス225 マザーファンド

2023年11月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	NK225 先物 0512月	買建	86	2,872,008,380	2,881,000,000	1.83

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### ①【純資産の推移】

直近日（2023年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第17特定期間末 (2014年5月7日)	10,129	10,152	0.8632	0.8652
第18特定期間末 (2014年11月6日)	9,613	9,632	0.9835	0.9855
第19特定期間末 (2015年5月7日)	8,274	8,306	1.0322	1.0362
第20特定期間末 (2015年11月6日)	7,625	7,654	1.0313	1.0353
第21特定期間末 (2016年5月6日)	6,403	6,431	0.9202	0.9242

第22特定期間末 (2016年11月7日)	5,842	5,868	0.8814	0.8854
第23特定期間末 (2017年5月8日)	5,900	5,924	0.9656	0.9696
第24特定期間末 (2017年11月6日)	5,749	5,772	1.0196	1.0236
第25特定期間末 (2018年5月7日)	5,179	5,200	0.9719	0.9759
第26特定期間末 (2018年11月6日)	4,893	4,913	0.9717	0.9757
第27特定期間末 (2019年5月7日)	4,666	4,685	0.9822	0.9862
第28特定期間末 (2019年11月6日)	4,493	4,511	1.0075	1.0115
第29特定期間末 (2020年5月7日)	3,694	3,711	0.8865	0.8905
第30特定期間末 (2020年11月6日)	3,825	3,841	0.9576	0.9616
第31特定期間末 (2021年5月6日)	3,939	3,947	1.0521	1.0541
第32特定期間末 (2021年11月8日)	3,849	3,856	1.0981	1.1001
第33特定期間末 (2022年5月6日)	3,606	3,613	1.0757	1.0777
第34特定期間末 (2022年11月7日)	3,461	3,468	1.0699	1.0719
第35特定期間末 (2023年5月8日)	3,328	3,334	1.0671	1.0691
第36特定期間末 (2023年11月6日)	3,411	3,417	1.1330	1.1350
2022年11月末日	3,420	—	1.0644	—
12月末日	3,227	—	1.0070	—
2023年1月末日	3,275	—	1.0302	—
2月末日	3,276	—	1.0402	—
3月末日	3,262	—	1.0409	—
4月末日	3,289	—	1.0543	—
5月末日	3,366	—	1.0855	—
6月末日	3,507	—	1.1397	—
7月末日	3,455	—	1.1216	—
8月末日	3,484	—	1.1391	—
9月末日	3,392	—	1.1123	—
10月末日	3,294	—	1.0940	—
11月末日	3,440	—	1.1498	—

## ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第17特定期間	0.0060
第18特定期間	0.0060
第19特定期間	0.0080

第20特定期間	0.0120
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0120
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0120
第28特定期間	0.0120
第29特定期間	0.0120
第30特定期間	0.0120
第31特定期間	0.0080
第32特定期間	0.0060
第33特定期間	0.0060
第34特定期間	0.0060
第35特定期間	0.0060
第36特定期間	0.0060

### ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第17特定期間	5.9
第18特定期間	14.6
第19特定期間	5.8
第20特定期間	1.1
第21特定期間	△9.6
第22特定期間	△2.9
第23特定期間	10.9
第24特定期間	6.8
第25特定期間	△3.5
第26特定期間	1.2
第27特定期間	2.3
第28特定期間	3.8
第29特定期間	△10.8
第30特定期間	9.4
第31特定期間	10.7
第32特定期間	4.9
第33特定期間	△1.5
第34特定期間	0.0
第35特定期間	0.3
第36特定期間	6.7

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

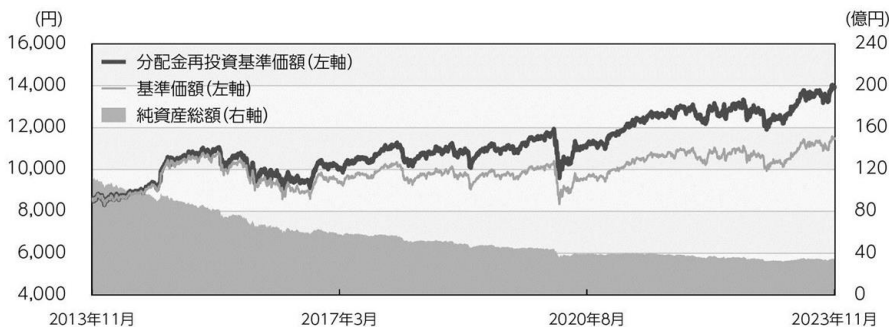
### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第17特定期間	15,869,172	1,734,819,772
第18特定期間	16,058,181	1,975,668,867
第19特定期間	62,440,438	1,820,305,356
第20特定期間	132,044,731	755,341,197

第21特定期間	32,157,555	466,875,901
第22特定期間	13,732,426	344,121,622
第23特定期間	8,609,544	526,378,270
第24特定期間	34,956,212	506,194,280
第25特定期間	20,175,534	330,388,944
第26特定期間	21,058,344	314,294,301
第27特定期間	8,798,917	293,258,836
第28特定期間	11,299,436	302,462,751
第29特定期間	16,551,738	309,113,564
第30特定期間	9,616,272	183,004,874
第31特定期間	10,023,390	260,042,934
第32特定期間	16,974,756	255,546,156
第33特定期間	6,375,187	159,095,665
第34特定期間	6,582,302	124,019,606
第35特定期間	4,628,156	121,347,188
第36特定期間	16,620,662	124,199,404

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

**基準価額・純資産の推移** 《2013年11月29日～2023年11月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日:2005年12月28日)

**分配の推移(税引前)**

2023年 3月	20円
2023年 5月	20円
2023年 7月	20円
2023年 9月	20円
2023年11月	20円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,780円

※分配金は1万口当たりです。

**主要な資産の状況**

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	64.94
2	インデックス225 マザーファンド	19.08
3	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	14.93

■外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 1.25 08/15/31	国債証券	アメリカ	1.25	2031/8/15	0.50
2	US T N/B 1.125 02/15/31	国債証券	アメリカ	1.125	2031/2/15	0.46
3	US T N/B 1.875 02/15/32	国債証券	アメリカ	1.875	2032/2/15	0.46
4	US T N/B 3.5 02/15/33	国債証券	アメリカ	3.5	2033/2/15	0.45
5	US T N/B 1.5 11/30/24	国債証券	アメリカ	1.5	2024/11/30	0.45

■インデックス225 マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	10.97
2	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	7.03
3	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	3.65
4	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	3.52
5	KDDI	株式	日本	情報・通信業	2.71

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

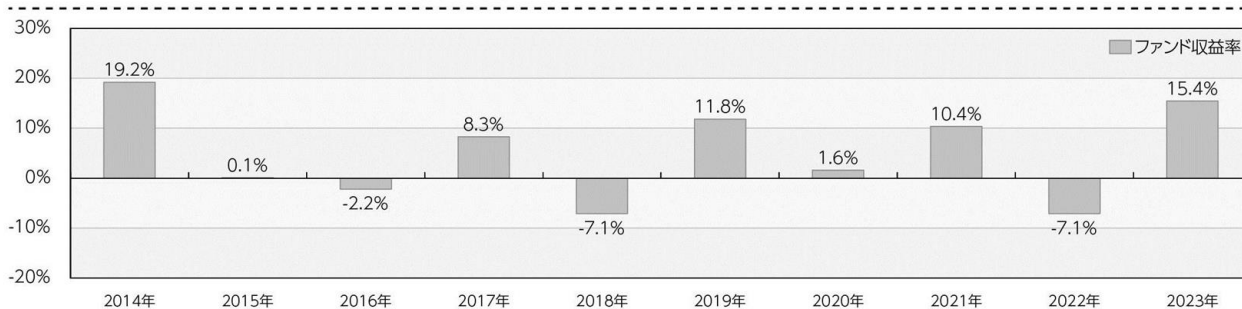
## ■外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	アメリカ	8.35
2	EQUINIX INC	投資証券	アメリカ	6.05
3	WELLTOWER INC	投資証券	アメリカ	3.91
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	アメリカ	3.35
5	PUBLIC STORAGE	投資証券	アメリカ	3.27

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2023年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、オランダの銀行、フランスの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。  
※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
  - ・販売会社へのお問い合わせ
  - ・委託会社への照会  
ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>  
コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)
- ・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。  
「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。  
お申込みになる販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。  
取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。  
※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。  
※当初元本は1口当たり1円です。
- ・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2% (税抜2.0%) を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。  
※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。  
※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。  
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・お申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各お申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座 (受託会社が信託事務の一部について再信託を行っている場合は当該再信託先の口座) に払込まれます。

## 2 【換金 (解約) 手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。  
※海外休業日には、解約の受付を行いません。  
※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。



- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額}$$

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

- ・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）</li> <li>・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）</li> <li>・価格情報会社の提供する価額</li> </ul>
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
不動産投資信託証券	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま  
す。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## （2）【保管】

該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

信託期間は2005年12月28日から無期限です。

※下記「(5) その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させ  
ることがあります。

## （4）【計算期間】

- a. 計算期間は原則として1月7日から3月6日まで、3月7日から5月6日まで、5月7日から7月6日まで、7  
月7日から9月6日まで、9月7日から11月6日まで、11月7日から翌年1月6日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が  
休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始  
されるものとします。

## （5）【その他】

### イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの信託財産の純資産総額が50億  
円を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了  
させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を  
監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると  
認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契  
約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじ  
め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、か  
つ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。た  
だし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告  
を行いません。
- d. 委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に  
異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- e. 上記d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e. の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d. からf. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 上記 d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

#### ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d. の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交

付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からe. の規定にしたがい信託約款を変更します。

g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

#### ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

当ファンドの投資顧問契約について、委託会社とみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（投資顧問会社）の間の当該契約は、原則として期間満了の1ヶ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年5月6日、11月6日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

#### 4【受益者の権利等】

##### ①収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### ②償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

##### ③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

##### ④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2023年5月9日から2023年11月6日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mパッシブ資産分散ファンドの2023年5月9日から2023年11月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mパッシブ資産分散ファンドの2023年11月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。



# 1【財務諸表】

## 【D I A Mパッシブ資産分散ファンド】

### (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年5月8日現在	当期 2023年11月6日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	67,232,217	52,467,704
親投資信託受益証券	3,274,569,238	3,371,738,172
流動資産合計	3,341,801,455	3,424,205,876
資産合計	3,341,801,455	3,424,205,876
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,237,851	6,022,694
未払解約金	1,033,738	407
未払受託者報酬	371,196	372,175
未払委託者報酬	5,815,503	5,830,933
その他未払費用	19,770	19,819
流動負債合計	13,478,058	12,246,028
負債合計	13,478,058	12,246,028
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,118,925,798	3,011,347,056
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	209,397,599	400,612,792
(分配準備積立金)	325,183,441	415,336,014
元本等合計	3,328,323,397	3,411,959,848
純資産合計	3,328,323,397	3,411,959,848
負債純資産合計	3,341,801,455	3,424,205,876

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年11月8日 至 2023年5月8日	当期 自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
営業収益		
受取利息	160	327
有価証券売買等損益	24,574,888	239,168,934
営業収益合計	24,575,048	239,169,261
営業費用		
支払利息	9,742	15,469
受託者報酬	1,086,210	1,119,601
委託者報酬	17,017,806	17,541,021
その他費用	57,841	59,631
営業費用合計	18,171,599	18,735,722
営業利益又は営業損失(△)	6,403,449	220,433,539
経常利益又は経常損失(△)	6,403,449	220,433,539
当期純利益又は当期純損失(△)	6,403,449	220,433,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△60,033	△651,423
期首剰余金又は期首欠損金(△)	226,211,348	209,397,599
剰余金増加額又は欠損金減少額	192,237	2,258,356
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	192,237	2,258,356
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,530,770	13,817,940
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,530,770	13,817,940
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	18,938,698	18,310,185
期末剰余金又は期末欠損金(△)	209,397,599	400,612,792

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月6日及び11月6日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2023年5月8日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2023年5月8日現在	2023年11月6日現在
1. 期首元本額	3,235,644,830円	3,118,925,798円
期中追加設定元本額	4,628,156円	16,620,662円
期中一部解約元本額	121,347,188円	124,199,404円
2. 受益権の総数	3,118,925,798口	3,011,347,056口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2022年11月8日 至 2023年5月8日	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2022年11月8日 至2023年1月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,908,290円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(17,355,070円)及び分配準備積立金(320,740,071円)より分配対象収益は344,003,431円(1万口当たり1,074.86円)であり、うち6,400,876円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2023年1月7日 至2023年3月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,135,746円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(17,210,004円)及び分配準備積立金(315,071,095円)より分配対象収益は341,416,845円(1万口当たり1,083.86円)であ</p>	<p>(自2023年5月9日 至2023年7月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,052,958円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(76,864,090円)、信託約款に規定される収益調整金(18,516,151円)及び分配準備積立金(320,709,948円)より分配対象収益は429,143,147円(1万口当たり1,388.59円)であり、うち6,180,972円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2023年7月7日 至2023年9月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,766,457円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(14,164,769円)、信託約款に規定される収益調整金(18,444,477円)及び分配準備積立金(399,423,581円)より分配対象収益は440,799,284円(1万口当たり1,443.70円)であり、うち6,106,519</p>

	り、うち6,299,971円（1万口当たり20円）を分配金額としております。  （自2023年3月7日 至2023年5月8日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,765,994円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（17,158,468円）及び分配準備積立金（314,655,298円）より分配対象収益は348,579,760円（1万口当たり1,117.62円）であり、うち6,237,851円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	円（1万口当たり20円）を分配金額としております。  （自2023年9月7日 至2023年11月6日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,957,763円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18,325,575円）及び分配準備積立金（410,400,945円）より分配対象収益は439,684,283円（1万口当たり1,460.09円）であり、うち6,022,694円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
--	--	--

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022年11月8日 至 2023年5月8日	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
----	----	----

	2023年5月8日現在	2023年11月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年5月8日現在	当期 2023年11月6日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	95,700,158	△751,151
合計	95,700,158	△751,151

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 2023年5月8日現在	当期 2023年11月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0671円 (10,671円)	1,1330円 (11,330円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年11月6日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	989,890,513	2,205,872,019	
	インデックス225 マザーファンド	231,475,008	641,208,919	
	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	304,219,665	524,657,234	
親投資信託受益証券	合計	1,525,585,186	3,371,738,172	
合計			3,371,738,172	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「インデックス225 マザーファンド」受益証券及び「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2023年11月6日現在

資産の部	
流動資産	
預金	1,440,751,053
コール・ローン	1,001,327,780
国債証券	241,364,218,325
未収入金	126,794,741
未収利息	1,741,093,369
前払費用	238,708,053
流動資産合計	245,912,893,321
資産合計	245,912,893,321
負債の部	
流動負債	
未払金	815,272,975
未払解約金	709,687,000
流動負債合計	1,524,959,975
負債合計	1,524,959,975
純資産の部	
元本等	
元本	109,669,144,655
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	134,718,788,691
元本等合計	244,387,933,346
純資産合計	244,387,933,346
負債純資産合計	245,912,893,321

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月6日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	102,423,436,687円
同期中追加設定元本額	22,022,098,792円
同期中一部解約元本額	14,776,390,824円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国債券パッシブ・ファンド	6,766,224,315円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	2,189,821円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	14,092,058円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	35,263,715円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	30,569,496円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	42,934,640円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	28,839,202円
たわらノーロード 先進国債券	19,386,999,858円
たわらノーロード 先進国債券<ラップ向け>	363,007,889円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	2,981,453,885円
たわらノーロード バランス（堅実型）	69,623,945円
たわらノーロード バランス（標準型）	372,922,404円
たわらノーロード バランス（積極型）	82,137,976円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	16,206,271円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	1,032,608,102円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	1,831,339,366円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	887,766,241円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	552,478,687円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	1,841,996円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	13,426,104円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	195,397,687円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	15,971,973円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	25,212,884円
D I A M外国債券インデックスファンド<DC年金>	6,753,135,227円
O n e DC 先進国債券インデックスファンド	1,242,445,059円
O n e グローバルバランス	44,761,523円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	742,958,950円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	2,399,514,656円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	2,802,663,389円



D I A M DC バランス30インデックスファンド	417,961,242円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	854,188,656円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	799,847,587円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	23,923,572円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	900,485,447円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	36,065,068円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国10)	159,329,380円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国20)	160,868,965円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国30)	255,538,529円
クルーズコントロール	621,649,730円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	182,522,998円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	763,238,250円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	684,522,847円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	178,379,721円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	434,500,962円
O n e グローバル最適化バランス(安定型)<ラップ向け>	8,667,120円
O n e グローバル最適化バランス(成長型)<ラップ向け>	72,164,418円
D I A Mパッシブ資産分散ファンド	989,890,513円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12(適格機関投資家限定)	448,213,963円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06(適格機関投資家限定)	449,679,996円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08(適格機関投資家限定)	86,898,161円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09(適格機関投資家限定)	271,425,746円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03(適格機関投資家限定)	442,596,576円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04(適格機関投資家限定)	1,108,836,762円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2021-06(適格機関投資家限定)	536,780,747円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09(適格機関投資家限定)	399,715,170円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2022-05(適格機関投資家限定)	552,232,376円
D I A M為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド(適格機関投資家向け)	4,722,848,869円
D I A M外国債券パッシブファンド(適格機関投資家向け)	1,383,411,353円
外国債券パッシブファンド(適格機関投資家限定)	2,513,354,327円
先進国債券パッシブファンド(適格機関投資家限定)	5,275,247,877円
A M O n e マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)(適格機関投資家限定)	179,244,485円
D I A Mワールドバランス25VA(適格機関投資家限定)	44,153,123円
インカム重視マルチアセット運用ファンド(適格機関投資家限定)	740,584,887円
D I A Mグローバル・バランスファンド25VA(適格機関投資家限定)	334,920,368円
D I A Mグローバル・バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	200,921,136円
D I A M国際分散バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	11,631,277円
D I A M国際分散バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	22,108,265円
D I A M国内重視バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	6,567,235円

D I A M国内重視バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	50,401円
D I A M世界バランスファンド4 0 V A (適格機関投資家限定)	4,387,631円
D I A M世界バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	34,719,816円
D I A Mバランスファンド2 5 V A (適格機関投資家限定)	1,337,884,556円
D I A Mバランスファンド3 7. 5 V A (適格機関投資家限定)	1,271,786,203円
D I A Mバランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	2,351,462,053円
D I A Mグローバル・アセット・バランスV A (適格機関投資家限定)	50,322,676円
D I A Mグローバル・アセット・バランスV A 2 (適格機関投資家限定)	101,048,537円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド3 0 V A (適格機関投資家限定)	1,191,770,626円
D I A M世界アセットバランスファンドV A (適格機関投資家向け)	202,364,141円
D I A M世界バランスファンド5 5 V A (適格機関投資家限定)	152,854円
D I A M世界アセットバランスファンド2 V A (適格機関投資家限定)	224,119,811円
D I A M世界アセットバランスファンド3 V A (適格機関投資家限定)	255,877,011円
D I A M世界アセットバランスファンド4 V A (適格機関投資家限定)	354,906,026円
D I A M世界バランス2 5 V A (適格機関投資家限定)	34,496,911円
動的パッケージファンド<D C年金>	51,874,906円
コア資産形成ファンド	31,020,227円
たわらノーロード 外国債券(為替ヘッジなし)<ラップ専用>	3,344,148,011円
たわらノーロード 外国債券(為替ヘッジあり)<ラップ専用>	11,763,259,674円
MHAM動的パッケージファンド[適格機関投資家限定]	6,130,196,583円
MHAM外国債券パッシブファンド[適格機関投資家限定]	4,924,190,978円
計	109,669,144,655円
2. 受益権の総数	109,669,144,655口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年11月6日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券	△5,328,726,805	
合計	△5,328,726,805	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年2月22日から2023年11月6日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年11月6日現在	
1口当たり純資産額	2,2284円
(1万口当たり純資産額)	(22,284円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年11月6日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.25 05/31/25	1,690,000.000	1,570,181.630	
		US T N/B 0.25 06/30/25	3,500,000.000	3,241,259.770	
		US T N/B 0.25 07/31/25	3,800,000.000	3,506,984.350	
		US T N/B 0.25 08/31/25	3,590,000.000	3,302,239.060	
		US T N/B 0.25 09/30/25	3,720,000.000	3,412,518.750	
		US T N/B 0.25 10/31/25	4,000,000.000	3,655,781.240	
		US T N/B 0.375 01/31/26	5,700,000.000	5,173,640.610	
		US T N/B 0.375 04/30/25	2,560,000.000	2,391,249.990	
		US T N/B 0.375 07/31/27	3,780,000.000	3,240,611.720	

US T N/B 0.375 09/30/27	3,810,000.000	3,245,197.250	
US T N/B 0.375 11/30/25	5,190,000.000	4,741,551.560	
US T N/B 0.375 12/31/25	4,000,000.000	3,645,312.480	
US T N/B 0.5 02/28/26	5,170,000.000	4,692,784.730	
US T N/B 0.5 03/31/25	2,860,000.000	2,684,601.570	
US T N/B 0.5 04/30/27	2,370,000.000	2,061,066.800	
US T N/B 0.5 05/31/27	2,980,000.000	2,583,636.720	
US T N/B 0.5 06/30/27	2,780,000.000	2,402,962.500	
US T N/B 0.5 08/31/27	3,060,000.000	2,628,193.360	
US T N/B 0.5 10/31/27	3,660,000.000	3,123,867.160	
US T N/B 0.625 03/31/27	3,200,000.000	2,804,875.000	
US T N/B 0.625 05/15/30	6,150,000.000	4,793,156.250	
US T N/B 0.625 07/31/26	5,100,000.000	4,578,843.750	
US T N/B 0.625 08/15/30	8,240,000.000	6,368,940.610	
US T N/B 0.625 11/30/27	3,900,000.000	3,336,632.820	
US T N/B 0.625 12/31/27	5,320,000.000	4,538,105.440	
US T N/B 0.75 01/31/28	4,380,000.000	3,745,413.280	
US T N/B 0.75 03/31/26	5,720,000.000	5,213,914.070	
US T N/B 0.75 04/30/26	6,000,000.000	5,449,453.130	
US T N/B 0.75 05/31/26	5,630,000.000	5,098,008.960	
US T N/B 0.75 08/31/26	4,950,000.000	4,445,912.090	
US T N/B 0.75 11/15/24	2,610,000.000	2,493,183.930	
US T N/B 0.875 06/30/26	4,810,000.000	4,364,323.410	
US T N/B 0.875 09/30/26	4,010,000.000	3,609,469.930	
US T N/B 0.875 11/15/30	9,480,000.000	7,422,173.430	
US T N/B 1.0 07/31/28	4,770,000.000	4,057,947.080	
US T N/B 1.0 12/15/24	4,610,000.000	4,401,829.680	
US T N/B 1.125 01/15/25	4,880,000.000	4,654,585.910	
US T N/B 1.125 02/15/31	9,690,000.000	7,689,544.920	
US T N/B 1.125 02/28/25	2,980,000.000	2,829,894.150	
US T N/B 1.125 02/28/27	1,100,000.000	984,414.060	
US T N/B 1.125 02/29/28	4,090,000.000	3,548,394.500	
US T N/B 1.125 05/15/40	3,300,000.000	1,887,251.930	
US T N/B 1.125 08/15/40	4,460,000.000	2,529,656.250	
US T N/B 1.125 08/31/28	3,730,000.000	3,184,414.640	
US T N/B 1.125 10/31/26	4,490,000.000	4,057,486.730	
US T N/B 1.25 03/31/28	5,010,000.000	4,358,700.000	
US T N/B 1.25 04/30/28	5,100,000.000	4,428,632.830	
US T N/B 1.25 05/15/50	4,880,000.000	2,280,446.870	
US T N/B 1.25 05/31/28	4,140,000.000	3,582,878.910	
US T N/B 1.25 06/30/28	3,710,000.000	3,203,787.890	
US T N/B 1.25 08/15/31	10,660,000.000	8,377,260.980	
US T N/B 1.25 09/30/28	4,980,000.000	4,264,805.860	
US T N/B 1.25 11/30/26	4,700,000.000	4,252,582.040	
US T N/B 1.25 12/31/26	3,890,000.000	3,514,219.930	
US T N/B 1.375 01/31/25	750,000.000	716,499.010	
US T N/B 1.375 08/15/50	5,170,000.000	2,499,068.930	
US T N/B 1.375 08/31/26	2,800,000.000	2,560,468.730	
US T N/B 1.375 10/31/28	4,710,000.000	4,051,795.900	
US T N/B 1.375 11/15/31	9,190,000.000	7,239,637.890	

US T N/B 1.375 11/15/40	4,320,000.000	2,555,718.720	
US T N/B 1.375 12/31/28	4,600,000.000	3,936,234.340	
US T N/B 1.5 01/31/27	5,740,000.000	5,210,955.840	
US T N/B 1.5 02/15/25	4,550,000.000	4,348,182.610	
US T N/B 1.5 02/15/30	4,130,000.000	3,447,259.370	
US T N/B 1.5 08/15/26	7,030,000.000	6,456,890.200	
US T N/B 1.5 11/30/24	8,000,000.000	7,689,772.480	
US T N/B 1.5 11/30/28	5,000,000.000	4,318,554.700	
US T N/B 1.625 02/15/26	6,090,000.000	5,680,590.230	
US T N/B 1.625 05/15/26	5,170,000.000	4,793,357.420	
US T N/B 1.625 05/15/31	9,540,000.000	7,783,298.460	
US T N/B 1.625 08/15/29	3,960,000.000	3,385,490.640	
US T N/B 1.625 09/30/26	1,550,000.000	1,426,000.000	
US T N/B 1.625 10/31/26	2,410,000.000	2,210,139.430	
US T N/B 1.625 11/15/50	5,980,000.000	3,103,993.750	
US T N/B 1.625 11/30/26	1,810,000.000	1,656,821.670	
US T N/B 1.75 01/31/29	4,500,000.000	3,917,285.140	
US T N/B 1.75 03/15/25	4,000,000.000	3,826,171.880	
US T N/B 1.75 08/15/41	5,110,000.000	3,179,378.120	
US T N/B 1.75 11/15/29	2,850,000.000	2,440,423.810	
US T N/B 1.75 12/31/24	1,990,000.000	1,913,898.030	
US T N/B 1.75 12/31/26	2,110,000.000	1,935,018.340	
US T N/B 1.875 02/15/32	9,280,000.000	7,569,362.470	
US T N/B 1.875 02/15/41	5,200,000.000	3,354,812.480	
US T N/B 1.875 02/15/51	5,780,000.000	3,210,835.130	
US T N/B 1.875 02/28/27	3,610,000.000	3,310,835.360	
US T N/B 1.875 02/28/29	4,000,000.000	3,499,374.990	
US T N/B 1.875 06/30/26	2,880,000.000	2,682,899.990	
US T N/B 1.875 07/31/26	2,000,000.000	1,858,203.120	
US T N/B 1.875 11/15/51	4,670,000.000	2,579,262.890	
US T N/B 2.0 02/15/25	2,040,000.000	1,961,906.250	
US T N/B 2.0 02/15/50	4,420,000.000	2,555,139.830	
US T N/B 2.0 08/15/25	3,550,000.000	3,376,174.810	
US T N/B 2.0 08/15/51	6,110,000.000	3,493,917.550	
US T N/B 2.0 11/15/26	3,830,000.000	3,548,734.370	
US T N/B 2.0 11/15/41	4,250,000.000	2,756,025.360	
US T N/B 2.125 05/15/25	3,950,000.000	3,785,442.350	
US T N/B 2.125 05/31/26	2,250,000.000	2,111,132.800	
US T N/B 2.125 11/30/24	1,780,000.000	1,722,169.340	
US T N/B 2.25 02/15/27	3,780,000.000	3,513,185.140	
US T N/B 2.25 02/15/52	4,300,000.000	2,616,617.160	
US T N/B 2.25 03/31/26	3,300,000.000	3,116,953.110	
US T N/B 2.25 05/15/41	4,420,000.000	3,031,239.430	
US T N/B 2.25 08/15/27	4,240,000.000	3,902,124.990	
US T N/B 2.25 08/15/46	3,370,000.000	2,123,626.550	
US T N/B 2.25 08/15/49	4,140,000.000	2,549,819.520	
US T N/B 2.25 11/15/24	2,080,000.000	2,017,943.860	
US T N/B 2.25 11/15/25	5,120,000.000	4,865,999.960	
US T N/B 2.25 11/15/27	3,270,000.000	2,995,371.070	
US T N/B 2.25 12/31/24	3,000,000.000	2,901,796.860	

US T N/B 2. 375 02/15/42	3, 610, 000. 000	2, 493, 861. 310	
US T N/B 2. 375 03/31/29	4, 000, 000. 000	3, 584, 218. 750	
US T N/B 2. 375 04/30/26	2, 060, 000. 000	1, 948, 550. 780	
US T N/B 2. 375 05/15/27	4, 430, 000. 000	4, 113, 497. 260	
US T N/B 2. 375 05/15/29	3, 270, 000. 000	2, 924, 223. 030	
US T N/B 2. 375 05/15/51	5, 560, 000. 000	3, 497, 261. 710	
US T N/B 2. 375 11/15/49	3, 790, 000. 000	2, 400, 283. 960	
US T N/B 2. 5 01/31/25	500, 000. 000	484, 248. 040	
US T N/B 2. 5 02/15/45	2, 310, 000. 000	1, 562, 949. 580	
US T N/B 2. 5 02/15/46	1, 770, 000. 000	1, 181, 613. 260	
US T N/B 2. 5 02/28/26	2, 280, 000. 000	2, 168, 493. 730	
US T N/B 2. 5 03/31/27	4, 000, 000. 000	3, 741, 562. 470	
US T N/B 2. 5 05/15/46	2, 230, 000. 000	1, 484, 169. 540	
US T N/B 2. 625 01/31/26	2, 460, 000. 000	2, 348, 819. 530	
US T N/B 2. 625 02/15/29	4, 830, 000. 000	4, 397, 752. 710	
US T N/B 2. 625 03/31/25	1, 790, 000. 000	1, 731, 020. 880	
US T N/B 2. 625 04/15/25	3, 000, 000. 000	2, 899, 394. 520	
US T N/B 2. 625 05/31/27	4, 910, 000. 000	4, 595, 453. 120	
US T N/B 2. 625 07/31/29	3, 070, 000. 000	2, 770, 675. 000	
US T N/B 2. 625 12/31/25	3, 000, 000. 000	2, 867, 812. 500	
US T N/B 2. 75 02/15/28	4, 540, 000. 000	4, 227, 165. 620	
US T N/B 2. 75 02/28/25	1, 960, 000. 000	1, 901, 046. 880	
US T N/B 2. 75 04/30/27	3, 500, 000. 000	3, 294, 375. 000	
US T N/B 2. 75 05/15/25	2, 200, 000. 000	2, 127, 253. 890	
US T N/B 2. 75 05/31/29	3, 300, 000. 000	3, 007, 382. 790	
US T N/B 2. 75 06/30/25	1, 040, 000. 000	1, 003, 904. 680	
US T N/B 2. 75 07/31/27	3, 820, 000. 000	3, 582, 443. 750	
US T N/B 2. 75 08/15/32	7, 840, 000. 000	6, 807, 937. 530	
US T N/B 2. 75 08/15/42	1, 240, 000. 000	908, 057. 810	
US T N/B 2. 75 08/15/47	2, 230, 000. 000	1, 543, 403. 900	
US T N/B 2. 75 08/31/25	1, 830, 000. 000	1, 761, 589. 450	
US T N/B 2. 75 11/15/42	1, 556, 000. 000	1, 134, 330. 080	
US T N/B 2. 75 11/15/47	2, 250, 000. 000	1, 555, 136. 710	
US T N/B 2. 875 04/30/25	2, 000, 000. 000	1, 938, 632. 820	
US T N/B 2. 875 04/30/29	3, 800, 000. 000	3, 492, 140. 640	
US T N/B 2. 875 05/15/28	4, 860, 000. 000	4, 533, 468. 740	
US T N/B 2. 875 05/15/32	8, 050, 000. 000	7, 087, 773. 430	
US T N/B 2. 875 05/15/43	2, 290, 000. 000	1, 693, 884. 370	
US T N/B 2. 875 05/15/49	6, 100, 000. 000	4, 303, 597. 630	
US T N/B 2. 875 05/15/52	4, 510, 000. 000	3, 171, 798. 430	
US T N/B 2. 875 05/31/25	1, 570, 000. 000	1, 520, 600. 200	
US T N/B 2. 875 06/15/25	2, 420, 000. 000	2, 341, 917. 190	
US T N/B 2. 875 07/31/25	2, 200, 000. 000	2, 125, 363. 270	
US T N/B 2. 875 08/15/28	5, 030, 000. 000	4, 673, 872. 070	
US T N/B 2. 875 08/15/45	1, 770, 000. 000	1, 277, 061. 920	
US T N/B 2. 875 11/15/46	1, 080, 000. 000	770, 639. 060	
US T N/B 2. 875 11/30/25	3, 360, 000. 000	3, 232, 293. 750	
US T N/B 3. 0 02/15/47	2, 660, 000. 000	1, 939, 306. 240	
US T N/B 3. 0 02/15/48	2, 650, 000. 000	1, 919, 697. 250	
US T N/B 3. 0 02/15/49	4, 610, 000. 000	3, 332, 615. 830	

US T N/B 3.0 05/15/42	1,080,000.000	826,495.310	
US T N/B 3.0 05/15/45	1,290,000.000	954,751.170	
US T N/B 3.0 05/15/47	1,620,000.000	1,179,182.790	
US T N/B 3.0 07/15/25	3,200,000.000	3,099,750.010	
US T N/B 3.0 08/15/48	3,810,000.000	2,755,701.550	
US T N/B 3.0 08/15/52	3,740,000.000	2,703,903.110	
US T N/B 3.0 09/30/25	1,750,000.000	1,690,664.050	
US T N/B 3.0 10/31/25	2,270,000.000	2,190,904.680	
US T N/B 3.0 11/15/44	1,560,000.000	1,159,396.860	
US T N/B 3.0 11/15/45	860,000.000	633,158.190	
US T N/B 3.125 02/15/42	1,360,000.000	1,066,271.860	
US T N/B 3.125 02/15/43	1,740,000.000	1,344,353.890	
US T N/B 3.125 05/15/48	2,830,000.000	2,098,511.330	
US T N/B 3.125 08/15/25	3,030,000.000	2,937,975.590	
US T N/B 3.125 08/15/44	2,090,000.000	1,591,339.050	
US T N/B 3.125 08/31/27	3,940,000.000	3,742,538.270	
US T N/B 3.125 08/31/29	3,110,000.000	2,881,487.890	
US T N/B 3.125 11/15/28	5,480,000.000	5,133,432.780	
US T N/B 3.125 11/15/41	1,020,000.000	801,895.300	
US T N/B 3.25 05/15/42	3,760,000.000	2,987,584.360	
US T N/B 3.25 06/30/27	4,200,000.000	4,015,101.550	
US T N/B 3.25 06/30/29	3,300,000.000	3,083,953.120	
US T N/B 3.375 05/15/33	2,500,000.000	2,270,898.450	
US T N/B 3.375 05/15/44	1,930,000.000	1,534,199.220	
US T N/B 3.375 08/15/42	2,920,000.000	2,357,785.940	
US T N/B 3.375 11/15/48	3,950,000.000	3,066,341.770	
US T N/B 3.5 01/31/28	3,380,000.000	3,245,724.220	
US T N/B 3.5 01/31/30	2,500,000.000	2,354,785.150	
US T N/B 3.5 02/15/33	8,200,000.000	7,536,312.500	
US T N/B 3.5 02/15/39	1,000,000.000	861,406.240	
US T N/B 3.5 04/30/28	6,500,000.000	6,234,160.140	
US T N/B 3.5 04/30/30	2,000,000.000	1,880,390.620	
US T N/B 3.5 09/15/25	3,000,000.000	2,926,171.860	
US T N/B 3.625 02/15/44	1,630,000.000	1,350,798.830	
US T N/B 3.625 02/15/53	3,700,000.000	3,030,531.250	
US T N/B 3.625 03/31/28	3,800,000.000	3,664,773.420	
US T N/B 3.625 03/31/30	2,000,000.000	1,894,843.760	
US T N/B 3.625 05/15/26	3,500,000.000	3,410,722.660	
US T N/B 3.625 05/15/53	3,510,000.000	2,876,280.450	
US T N/B 3.625 08/15/43	1,470,000.000	1,223,258.200	
US T N/B 3.75 04/15/26	2,000,000.000	1,955,234.380	
US T N/B 3.75 05/31/30	3,500,000.000	3,337,167.960	
US T N/B 3.75 06/30/30	5,700,000.000	5,432,367.210	
US T N/B 3.75 08/15/41	1,220,000.000	1,053,775.000	
US T N/B 3.75 11/15/43	1,460,000.000	1,236,266.390	
US T N/B 3.875 01/15/26	4,300,000.000	4,219,375.000	
US T N/B 3.875 02/15/43	3,500,000.000	3,031,875.000	
US T N/B 3.875 03/31/25	1,050,000.000	1,033,040.040	
US T N/B 3.875 05/15/43	800,000.000	692,375.000	
US T N/B 3.875 08/15/33	2,500,000.000	2,363,867.200	

	US T N/B 3.875 08/15/40	1,290,000.000	1,142,481.420	
	US T N/B 3.875 09/30/29	2,950,000.000	2,843,292.940	
	US T N/B 3.875 11/30/27	3,000,000.000	2,924,941.410	
	US T N/B 3.875 11/30/29	4,800,000.000	4,621,687.480	
	US T N/B 3.875 12/31/27	4,600,000.000	4,484,281.250	
	US T N/B 3.875 12/31/29	2,800,000.000	2,694,890.630	
	US T N/B 4.0 02/15/26	4,000,000.000	3,933,593.760	
	US T N/B 4.0 02/28/30	3,000,000.000	2,905,078.140	
	US T N/B 4.0 02/29/28	3,200,000.000	3,134,375.000	
	US T N/B 4.0 10/31/29	2,500,000.000	2,424,707.020	
	US T N/B 4.0 11/15/42	3,120,000.000	2,755,837.490	
	US T N/B 4.0 11/15/52	4,860,000.000	4,269,585.890	
	US T N/B 4.0 12/15/25	4,140,000.000	4,072,563.290	
	US T N/B 4.125 01/31/25	1,800,000.000	1,778,097.650	
	US T N/B 4.125 06/15/26	4,700,000.000	4,635,375.000	
	US T N/B 4.125 09/30/27	3,920,000.000	3,859,209.380	
	US T N/B 4.125 10/31/27	4,940,000.000	4,861,847.660	
	US T N/B 4.125 11/15/32	7,600,000.000	7,342,312.480	
	US T N/B 4.25 05/15/39	950,000.000	892,814.440	
	US T N/B 4.25 10/15/25	4,000,000.000	3,953,906.230	
	US T N/B 4.25 11/15/40	1,300,000.000	1,205,800.760	
	US T N/B 4.25 12/31/24	5,500,000.000	5,441,562.500	
	US T N/B 4.375 02/15/38	600,000.000	580,171.860	
	US T N/B 4.375 05/15/40	1,210,000.000	1,144,229.860	
	US T N/B 4.375 05/15/41	1,630,000.000	1,531,499.590	
	US T N/B 4.375 08/15/26	4,000,000.000	3,970,000.000	
	US T N/B 4.375 11/15/39	1,000,000.000	949,257.810	
	US T N/B 4.5 02/15/36	700,000.000	696,746.090	
	US T N/B 4.5 05/15/38	600,000.000	585,703.120	
	US T N/B 4.5 07/15/26	7,100,000.000	7,069,214.820	
	US T N/B 4.5 08/15/39	980,000.000	945,814.830	
	US T N/B 4.5 11/15/25	3,570,000.000	3,546,711.310	
	US T N/B 4.5 11/30/24	4,200,000.000	4,165,760.550	
	US T N/B 4.625 02/15/40	1,690,000.000	1,650,027.540	
	US T N/B 4.625 03/15/26	3,630,000.000	3,620,286.910	
	US T N/B 4.625 09/15/26	3,500,000.000	3,498,359.370	
	US T N/B 4.75 02/15/41	1,230,000.000	1,212,270.700	
	US T N/B 5.0 05/15/37	555,000.000	575,595.700	
	US T N/B 5.25 11/15/28	1,350,000.000	1,392,714.830	
	US T N/B 5.375 02/15/31	1,160,000.000	1,220,809.380	
	US T N/B 6.0 02/15/26	2,400,000.000	2,460,093.730	
	US T N/B 6.125 11/15/27	1,200,000.000	1,268,437.500	
	US T N/B 6.25 05/15/30	759,000.000	830,363.780	
	アメリカ・ドル 小計	898,300,000.000 (134,448,561,000)	776,398,539.170 (116,203,569,359)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.125 01/30/26	1,750,000.000	1,597,293.950	
	UK TREASURY 0.125 01/31/28	1,340,000.000	1,133,007.520	
	UK TREASURY 0.25	1,800,000.000	1,704,502.440	



01/31/25			
UK TREASURY 0.25 07/31/31	2,240,000.000	1,662,684.800	
UK TREASURY 0.375 10/22/26	2,130,000.000	1,900,347.660	
UK TREASURY 0.375 10/22/30	1,520,000.000	1,177,314.480	
UK TREASURY 0.5 01/31/29	1,980,000.000	1,639,162.800	
UK TREASURY 0.5 10/22/61	1,880,000.000	526,042.800	
UK TREASURY 0.625 06/07/25	1,060,000.000	997,273.860	
UK TREASURY 0.625 07/31/35	1,650,000.000	1,079,113.200	
UK TREASURY 0.625 10/22/50	1,190,000.000	449,272.120	
UK TREASURY 0.875 01/31/46	1,370,000.000	644,749.400	
UK TREASURY 0.875 07/31/33	1,800,000.000	1,311,229.080	
UK TREASURY 0.875 10/22/29	1,330,000.000	1,104,898.020	
UK TREASURY 1.0 01/31/32	2,670,000.000	2,075,711.400	
UK TREASURY 1.125 01/31/39	1,610,000.000	996,046.860	
UK TREASURY 1.125 10/22/73	740,000.000	256,683.800	
UK TREASURY 1.25 07/22/27	1,100,000.000	991,045.000	
UK TREASURY 1.25 07/31/51	1,930,000.000	897,141.200	
UK TREASURY 1.25 10/22/41	1,200,000.000	701,784.000	
UK TREASURY 1.5 07/22/26	1,800,000.000	1,672,992.000	
UK TREASURY 1.5 07/22/47	1,700,000.000	915,620.000	
UK TREASURY 1.5 07/31/53	1,110,000.000	540,137.540	
UK TREASURY 1.625 10/22/28	1,030,000.000	917,070.800	
UK TREASURY 1.625 10/22/54	1,270,000.000	634,415.800	
UK TREASURY 1.625 10/22/71	830,000.000	367,731.500	
UK TREASURY 1.75 01/22/49	830,000.000	465,464.000	
UK TREASURY 1.75 07/22/57	1,130,000.000	574,299.900	
UK TREASURY 1.75 09/07/37	1,890,000.000	1,347,831.570	
UK TREASURY 2.0 09/07/25	1,110,000.000	1,060,320.840	
UK TREASURY 2.5 07/22/65	1,250,000.000	764,250.000	
UK TREASURY 3.25 01/22/44	1,840,000.000	1,477,336.000	

	UK TREASURY 3.25 01/31/33	1,800,000.000	1,657,835.280	
	UK TREASURY 3.5 01/22/45	1,550,000.000	1,285,027.500	
	UK TREASURY 3.5 07/22/68	1,480,000.000	1,172,935.520	
	UK TREASURY 3.5 10/22/25	1,500,000.000	1,467,531.000	
	UK TREASURY 3.75 01/29/38	1,100,000.000	1,000,714.000	
	UK TREASURY 3.75 07/22/52	970,000.000	817,322.000	
	UK TREASURY 3.75 10/22/53	1,800,000.000	1,508,094.000	
	UK TREASURY 4.0 01/22/60	900,000.000	793,440.000	
	UK TREASURY 4.0 10/22/63	520,000.000	456,768.000	
	UK TREASURY 4.125 01/29/27	2,190,000.000	2,173,564.050	
	UK TREASURY 4.25 03/07/36	1,300,000.000	1,272,986.000	
	UK TREASURY 4.25 06/07/32	1,820,000.000	1,827,785.960	
	UK TREASURY 4.25 09/07/39	1,060,000.000	1,011,972.870	
	UK TREASURY 4.25 12/07/27	1,010,000.000	1,012,084.640	
	UK TREASURY 4.25 12/07/40	1,070,000.000	1,014,201.640	
	UK TREASURY 4.25 12/07/46	1,280,000.000	1,183,173.880	
	UK TREASURY 4.25 12/07/49	1,017,000.000	935,713.220	
	UK TREASURY 4.25 12/07/55	1,512,000.000	1,392,990.480	
	UK TREASURY 4.5 06/07/28	1,050,000.000	1,060,223.530	
	UK TREASURY 4.5 09/07/34	1,200,000.000	1,211,712.000	
	UK TREASURY 4.5 12/07/42	1,865,000.000	1,807,875.050	
	UK TREASURY 4.75 12/07/30	1,495,000.000	1,550,497.390	
	UK TREASURY 4.75 12/07/38	1,380,000.000	1,401,610.800	
	UK TREASURY 5.0 03/07/25	1,485,000.000	1,490,334.710	
	UK TREASURY 6.0 12/07/28	1,080,000.000	1,170,228.600	
	イギリス・ポンド 小計	81,514,000.000 (15,085,795,980)	65,259,396.460 (12,077,556,503)	
イスラエル・ シュケル	ISRAEL FIXED BOND 0.4 10/31/24	320,000.000	309,015.360	
	ISRAEL FIXED BOND 0.5 02/27/26	1,330,000.000	1,225,712.040	
	ISRAEL FIXED BOND 0.5 04/30/25	1,890,000.000	1,794,430.260	
	ISRAEL FIXED BOND 1.0 03/31/30	2,860,000.000	2,333,145.100	
	ISRAEL FIXED BOND 1.3	700,000.000	548,097.900	

	04/30/32			
	ISRAEL FIXED BOND 1.5	1,720,000.000	1,168,645.400	
	05/31/37			
	ISRAEL FIXED BOND 1.75	2,000,000.000	1,919,120.000	
	08/31/25			
	ISRAEL FIXED BOND	660,000.000	422,891.040	
	11/29/52			
	ISRAEL FIXED BOND 2.0	1,560,000.000	1,457,398.800	
	03/31/27			
	ISRAEL FIXED BOND 2.25	2,360,000.000	2,165,809.760	
	09/28/28			
	ISRAEL FIXED BOND 3.75	1,910,000.000	1,562,847.950	
	03/31/47			
	ISRAEL FIXED BOND 5.5	1,110,000.000	1,194,934.980	
	01/31/42			
	ISRAEL FIXED BOND 6.25	1,220,000.000	1,293,445.220	
	10/30/26			
	イスラエル・シュケル 小計	19,640,000.000 (749,267,964)	17,395,493.810 (663,639,828)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 0.25 11/21/24	1,390,000.000	1,330,813.680	
	AUSTRALIAN 0.25 11/21/25	1,460,000.000	1,344,637.730	
	AUSTRALIAN 0.5 09/21/26	2,315,000.000	2,081,059.710	
	AUSTRALIAN 1.0 11/21/31	2,170,000.000	1,645,044.910	
	AUSTRALIAN 1.0 12/21/30	1,670,000.000	1,311,565.260	
	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	2,130,000.000	1,622,021.190	
	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	2,010,000.000	1,612,678.350	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	2,020,000.000	1,031,456.210	
	AUSTRALIAN 1.75 11/21/32	2,250,000.000	1,765,881.730	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	1,230,000.000	1,124,834.210	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	2,060,000.000	1,827,556.650	
	AUSTRALIAN 2.75 05/21/41	1,020,000.000	751,707.470	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	650,000.000	533,244.320	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	1,430,000.000	1,347,853.010	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	900,000.000	834,466.140	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	1,400,000.000	1,274,413.050	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	1,340,000.000	961,582.530	
	AUSTRALIAN 3.0 11/21/33	2,070,000.000	1,787,895.290	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/25	1,700,000.000	1,672,235.290	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	1,400,000.000	1,321,826.730	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	820,000.000	669,181.420	
	AUSTRALIAN 3.5 12/21/34	1,100,000.000	981,822.970	
	AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	830,000.000	739,882.750	
	AUSTRALIAN 3.75 05/21/34	1,800,000.000	1,654,378.020	
	AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	1,600,000.000	1,598,501.590	
	AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	1,660,000.000	1,634,852.500	
	AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	1,790,000.000	1,816,309.240	
	オーストラリア・ドル 小計	42,215,000.000 (4,115,962,500)	36,277,701.950 (3,537,075,940)	
オフショア・人	CHINA GOVERNMENT BOND	26,000,000.000	25,829,888.240	

民元

2.18 08/15/26			
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.18 08/25/25	20,000,000.000	19,934,139.790	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.24 05/25/25	8,490,000.000	8,477,461.880	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.26 02/24/25	49,500,000.000	49,460,072.800	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.28 11/25/25	31,800,000.000	31,720,838.980	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.3 05/15/26	39,500,000.000	39,447,766.770	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.4 07/15/28	25,000,000.000	24,847,013.500	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.44 10/15/27	26,000,000.000	25,922,990.080	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.48 04/15/27	25,100,000.000	25,076,196.410	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.5 07/25/27	20,410,000.000	20,395,462.560	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.6 09/01/32	14,300,000.000	14,209,793.590	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.62 09/25/29	17,500,000.000	17,469,289.070	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.68 05/21/30	44,600,000.000	44,587,556.600	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.69 08/12/26	33,600,000.000	33,827,391.360	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.69 08/15/32	27,000,000.000	26,989,049.880	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.75 02/17/32	20,000,000.000	20,105,828.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.75 06/15/29	22,000,000.000	22,130,154.200	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.76 05/15/32	9,000,000.000	9,055,611.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.79 12/15/29	26,000,000.000	26,201,409.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.8 03/24/29	11,000,000.000	11,104,980.700	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.8 03/25/30	10,000,000.000	10,078,331.000	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.8 11/15/32	33,300,000.000	33,697,082.520	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.85 06/04/27	23,500,000.000	23,774,870.100	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.88 02/25/33	3,000,000.000	3,062,708.100	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.89 11/18/31	12,100,000.000	12,303,519.580	
CHINA GOVERNMENT BOND			
2.91 10/14/28	29,100,000.000	29,591,691.060	

	CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28	30,500,000.000	31,169,441.450	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.02 05/27/31	16,500,000.000	16,946,640.150	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.03 03/11/26	41,000,000.000	41,692,059.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.12 10/25/52	7,500,000.000	7,599,874.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.13 11/21/29	8,000,000.000	8,249,760.800	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.25 06/06/26	18,450,000.000	18,930,995.190	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.28 12/03/27	18,500,000.000	19,129,142.450	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.32 04/15/52	19,320,000.000	20,256,826.800	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.39 03/16/50	16,100,000.000	16,998,825.970	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.53 10/18/51	16,450,000.000	17,937,344.840	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.59 08/03/27	5,000,000.000	5,241,722.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.72 04/12/51	6,600,000.000	7,418,245.560	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.81 09/14/50	12,500,000.000	14,162,898.750	
	CHINA GOVERNMENT BOND 3.86 07/22/49	5,800,000.000	6,637,403.420	
	CHINA GOVERNMENT BOND 4.08 10/22/48	3,000,000.000	3,534,069.900	
	オフショア・人民元 小計	833,020,000.000 (17,100,317,862)	845,206,348.050 (17,350,480,433)	
カナダ・ドル	CANADA 0.25 03/01/26	1,410,000.000	1,287,389.370	
	CANADA 0.5 09/01/25	2,310,000.000	2,153,751.820	
	CANADA 0.5 12/01/30	2,600,000.000	2,079,712.440	
	CANADA 1.0 06/01/27	550,000.000	498,292.540	
	CANADA 1.0 09/01/26	1,270,000.000	1,166,349.710	
	CANADA 1.25 03/01/25	700,000.000	670,255.270	
	CANADA 1.25 03/01/27	910,000.000	833,476.310	
	CANADA 1.25 06/01/30	2,350,000.000	2,011,192.040	
	CANADA 1.5 04/01/25	1,100,000.000	1,053,562.300	
	CANADA 1.5 06/01/26	1,700,000.000	1,592,129.760	
	CANADA 1.5 06/01/31	2,770,000.000	2,360,295.380	
	CANADA 1.5 12/01/31	2,420,000.000	2,042,178.570	
	CANADA 1.75 12/01/53	2,180,000.000	1,453,876.250	
	CANADA 2.0 06/01/28	830,000.000	770,187.110	
	CANADA 2.0 06/01/32	1,540,000.000	1,342,236.730	
	CANADA 2.0 12/01/51	3,460,000.000	2,491,039.480	
	CANADA 2.25 06/01/25	1,320,000.000	1,275,574.450	
	CANADA 2.25 06/01/29	530,000.000	492,025.020	

	CANADA 2.25 12/01/29	700,000.000	646,506.710	
	CANADA 2.5 12/01/32	1,520,000.000	1,373,625.860	
	CANADA 2.75 06/01/33	1,180,000.000	1,086,121.130	
	CANADA 2.75 09/01/27	1,250,000.000	1,199,301.340	
	CANADA 2.75 12/01/48	1,160,000.000	997,969.490	
	CANADA 2.75 12/01/64	390,000.000	321,803.430	
	CANADA 3.0 04/01/26	1,400,000.000	1,360,916.700	
	CANADA 3.0 10/01/25	1,660,000.000	1,617,581.140	
	CANADA 3.0 11/01/24	860,000.000	844,619.710	
	CANADA 3.25 09/01/28	1,800,000.000	1,758,345.940	
	CANADA 3.25 12/01/33	700,000.000	671,715.910	
	CANADA 3.5 03/01/28	1,130,000.000	1,114,810.540	
	CANADA 3.5 08/01/25	400,000.000	393,484.390	
	CANADA 3.5 12/01/45	980,000.000	958,478.650	
	CANADA 3.75 02/01/25	1,160,000.000	1,146,733.630	
	CANADA 4.0 06/01/41	570,000.000	591,614.710	
	CANADA 5.0 06/01/37	530,000.000	597,217.110	
	CANADA 5.75 06/01/29	740,000.000	815,237.160	
	CANADA 5.75 06/01/33	610,000.000	706,934.670	
	カナダ・ドル 小計	48,690,000.000 (5,333,502,600)	43,776,542.770 (4,795,282,495)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 0.5 11/01/25	280,000.000	263,862.200	
	SINGAPORE 1.25 11/01/26	510,000.000	479,145.000	
	SINGAPORE 1.625 07/01/31	1,140,000.000	1,018,590.000	
	SINGAPORE 1.875 03/01/50	840,000.000	657,720.000	
	SINGAPORE 1.875 10/01/51	510,000.000	403,733.850	
	SINGAPORE 2.125 06/01/26	590,000.000	570,707.000	
	SINGAPORE 2.25 08/01/36	890,000.000	801,890.000	
	SINGAPORE 2.375 06/01/25	780,000.000	764,946.000	
	SINGAPORE 2.375 07/01/39	190,000.000	172,022.200	
	SINGAPORE 2.625 05/01/28	340,000.000	331,670.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	460,000.000	433,320.000	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	660,000.000	625,554.600	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	590,000.000	580,501.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/27	200,000.000	197,600.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	620,000.000	607,600.000	
	SINGAPORE 3.0 08/01/72	125,000.000	127,562.500	
	SINGAPORE 3.375 09/01/33	580,000.000	586,765.700	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	800,000.000	804,400.000	
	シンガポール・ドル 小計	10,105,000.000 (1,117,916,150)	9,427,590.050 (1,042,974,287)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	4,920,000.000	4,029,032.280	
	SWEDEN 0.75 05/12/28	3,390,000.000	3,089,926.610	
	SWEDEN 0.75 11/12/29	3,910,000.000	3,471,295.050	
	SWEDEN 1.0 11/12/26	8,210,000.000	7,731,315.270	
	SWEDEN 1.75 11/11/33	2,500,000.000	2,260,384.810	
	SWEDEN 2.25 06/01/32	4,050,000.000	3,869,334.760	
	SWEDEN 2.5 05/12/25	5,920,000.000	5,838,396.160	

	SWEDEN 3.5 03/30/39	3,670,000.000	3,894,310.400	
スウェーデン・クローナ 小計		36,570,000.000 (502,471,800)	34,183,995.340 (469,688,096)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 0.0 11/15/24	2,200,000.000	2,126,715.350	
	DENMARK 0.0 11/15/31	5,080,000.000	4,071,741.920	
	DENMARK 0.25 11/15/52	4,260,000.000	2,027,130.640	
	DENMARK 0.5 11/15/27	4,850,000.000	4,442,956.470	
	DENMARK 0.5 11/15/29	5,290,000.000	4,642,824.040	
	DENMARK 1.75 11/15/25	6,740,000.000	6,573,259.810	
	DENMARK 2.25 11/15/33	1,400,000.000	1,319,654.560	
	DENMARK 4.5 11/15/39	8,230,000.000	9,740,211.580	
デンマーク・クローネ 小計		38,050,000.000 (818,075,000)	34,944,494.370 (751,306,629)	
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 0.25 05/15/28	650,000.000	524,942.610	
	NEW ZEALAND 0.5 05/15/26	580,000.000	517,428.520	
	NEW ZEALAND 1.5 05/15/31	880,000.000	678,832.000	
	NEW ZEALAND 1.75 05/15/41	400,000.000	234,676.710	
	NEW ZEALAND 2.0 05/15/32	910,000.000	711,102.550	
	NEW ZEALAND 2.75 04/15/25	720,000.000	693,787.040	
	NEW ZEALAND 2.75 04/15/37	810,000.000	606,937.690	
	NEW ZEALAND 2.75 05/15/51	540,000.000	338,053.900	
	NEW ZEALAND 3.0 04/20/29	650,000.000	586,035.670	
	NEW ZEALAND 3.5 04/14/33	450,000.000	392,498.890	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/34	130,000.000	119,335.960	
	NEW ZEALAND 4.5 04/15/27	800,000.000	785,998.880	
	ニュージーランド・ドル 小計		7,520,000.000 (674,168,000)	6,189,630.420 (554,900,367)
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.25 09/17/31	2,950,000.000	2,453,559.250	
	NORWAY 1.375 08/19/30	4,510,000.000	3,879,612.040	
	NORWAY 1.5 02/19/26	6,710,000.000	6,364,636.300	
	NORWAY 1.75 02/17/27	3,600,000.000	3,371,760.000	
	NORWAY 1.75 03/13/25	1,130,000.000	1,095,836.250	
	NORWAY 1.75 09/06/29	2,920,000.000	2,619,298.400	
	NORWAY 2.0 04/26/28	2,070,000.000	1,919,366.100	
	NORWAY 2.125 05/18/32	2,830,000.000	2,494,090.320	
	NORWAY 3.0 08/15/33	2,900,000.000	2,714,545.000	
NORWAY 3.5 10/06/42	2,200,000.000	2,186,668.000		
ノルウェー・クローネ 小計		31,820,000.000 (431,161,000)	29,099,371.660 (394,296,486)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 0.25 10/25/26	1,880,000.000	1,636,150.840	
	POLAND 0.75 04/25/25	4,170,000.000	3,918,678.270	

	POLAND 1.25 10/25/30	4,370,000.000	3,391,661.880	
	POLAND 1.75 04/25/32	4,820,000.000	3,648,373.680	
	POLAND 2.5 07/25/26	3,290,000.000	3,083,239.950	
	POLAND 2.5 07/25/27	2,360,000.000	2,160,926.920	
	POLAND 2.75 04/25/28	3,460,000.000	3,152,260.680	
	POLAND 2.75 10/25/29	2,000,000.000	1,762,026.000	
	POLAND 3.25 07/25/25	1,590,000.000	1,541,421.360	
	POLAND 3.75 05/25/27	3,650,000.000	3,498,543.250	
	POLAND 5.75 04/25/29	2,190,000.000	2,251,486.440	
	POLAND 7.5 07/25/28	3,400,000.000	3,731,454.780	
ポーランド・ズロチ 小計		37,180,000.000 (1,338,915,006)	33,776,224.050 (1,216,339,248)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIA 2.632 04/15/31	1,100,000.000	996,817.780	
	MALAYSIA 3.502 05/31/27	650,000.000	643,251.690	
	MALAYSIA 3.582 07/15/32	1,400,000.000	1,349,960.500	
	MALAYSIA 3.733 06/15/28	2,000,000.000	1,984,339.340	
	MALAYSIA 3.757 05/22/40	1,500,000.000	1,392,442.720	
	MALAYSIA 3.828 07/05/34	1,820,000.000	1,767,059.240	
	MALAYSIA 3.844 04/15/33	1,660,000.000	1,630,304.060	
	MALAYSIA 3.885 08/15/29	700,000.000	696,489.330	
	MALAYSIA 3.892 03/15/27	1,000,000.000	1,002,656.900	
	MALAYSIA 3.899 11/16/27	1,730,000.000	1,735,056.440	
	MALAYSIA 3.9 11/30/26	1,660,000.000	1,668,261.150	
	MALAYSIA 3.906 07/15/26	1,920,000.000	1,934,121.790	
	MALAYSIA 3.955 09/15/25	1,950,000.000	1,961,111.100	
	MALAYSIA 4.065 06/15/50	1,700,000.000	1,586,477.700	
	MALAYSIA 4.232 06/30/31	670,000.000	675,952.610	
	MALAYSIA 4.254 05/31/35	1,400,000.000	1,413,562.640	
	MALAYSIA 4.392 04/15/26	1,050,000.000	1,066,498.120	
	MALAYSIA 4.457 03/31/53	1,600,000.000	1,604,374.720	
	MALAYSIA 4.498 04/15/30	1,200,000.000	1,234,634.640	
	MALAYSIA 4.504 04/30/29	2,950,000.000	3,019,091.650	
	MALAYSIA 4.642 11/07/33	950,000.000	1,001,075.510	
	MALAYSIA 4.696 10/15/42	1,600,000.000	1,679,352.790	
	MALAYSIA 4.736 03/15/46	300,000.000	310,549.200	
	MALAYSIA 4.762 04/07/37	1,700,000.000	1,794,873.090	
MALAYSIA 4.921 07/06/48	1,990,000.000	2,110,985.820		
MALAYSIA 4.935 09/30/43	1,600,000.000	1,715,961.920		
マレーシア・リンギット 小計		37,800,000.000 (1,208,152,260)	37,975,262.450 (1,213,753,946)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 03/04/27	25,080,000.000	21,907,215.710	
	MEXICAN BONDS 03/06/25	11,680,000.000	10,874,988.100	
	MEXICAN BONDS 05/26/33	16,790,000.000	14,373,726.570	
	MEXICAN BONDS 07/31/53	12,290,000.000	10,195,925.080	
	MEXICAN BONDS 09/03/26	8,000,000.000	7,356,654.240	
	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	5,485,000.000	5,569,909.650	
	MEXICAN BONDS 10.0 12/05/24	14,702,000.000	14,558,797.210	



	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	36,282,000.000	32,861,790.180	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	28,146,000.000	26,035,972.320	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	31,148,000.000	27,620,800.480	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	23,907,000.000	19,693,987.220	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	9,335,000.000	8,053,308.790	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	21,061,000.000	17,604,312.990	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	23,159,000.000	21,878,158.840	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	15,642,000.000	14,040,332.700	
	メキシコ・ペン 小計	282,707,000.000 (2,422,855,531)	252,625,880.080 (2,165,054,317)	
ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	1,180,000.000	976,029.920	
	AUSTRIA 0.0 02/20/31	1,310,000.000	1,044,973.900	
	AUSTRIA 0.0 04/20/25	140,000.000	133,572.320	
	AUSTRIA 0.0 10/20/28	570,000.000	492,582.600	
	AUSTRIA 0.0 10/20/40	450,000.000	249,390.000	
	AUSTRIA 0.25 10/20/36	680,000.000	454,784.000	
	AUSTRIA 0.5 02/20/29	1,220,000.000	1,071,802.940	
	AUSTRIA 0.5 04/20/27	1,070,000.000	984,687.830	
	AUSTRIA 0.7 04/20/71	410,000.000	158,905.750	
	AUSTRIA 0.75 02/20/28	935,000.000	853,176.280	
	AUSTRIA 0.75 03/20/51	590,000.000	305,958.660	
	AUSTRIA 0.75 10/20/26	1,190,000.000	1,116,124.800	
	AUSTRIA 0.85 06/30/20	310,000.000	122,062.500	
	AUSTRIA 0.9 02/20/32	1,100,000.000	918,238.200	
	AUSTRIA 1.2 10/20/25	940,000.000	907,046.420	
	AUSTRIA 1.5 02/20/47	740,000.000	498,579.440	
	AUSTRIA 1.5 11/02/86	190,000.000	98,097.000	
	AUSTRIA 1.85 05/23/49	490,000.000	349,954.080	
	AUSTRIA 2.0 07/15/26	460,000.000	448,281.960	
	AUSTRIA 2.1 09/20/17	390,000.000	252,732.090	
	AUSTRIA 2.4 05/23/34	870,000.000	800,621.850	
	AUSTRIA 2.9 02/20/33	1,100,000.000	1,068,786.400	
	AUSTRIA 3.15 06/20/44	640,000.000	602,327.680	
	AUSTRIA 3.15 10/20/53	200,000.000	184,019.800	
	AUSTRIA 3.8 01/26/62	310,000.000	324,278.290	
	AUSTRIA 4.15 03/15/37	1,010,000.000	1,080,305.090	
	AUSTRIA 4.85 03/15/26	1,210,000.000	1,258,533.100	
	AUSTRIA 6.25 07/15/27	615,000.000	684,673.350	
	BELGIUM 0.0 10/22/27	1,080,000.000	964,598.100	
	BELGIUM 0.0 10/22/31	1,040,000.000	812,202.560	
	BELGIUM 0.1 06/22/30	1,300,000.000	1,075,230.000	
	BELGIUM 0.35 06/22/32	1,250,000.000	983,500.000	

BELGIUM 0.4 06/22/40	950,000.000	565,971.050	
BELGIUM 0.65 06/22/71	870,000.000	321,788.640	
BELGIUM 0.8 06/22/25	1,380,000.000	1,328,698.500	
BELGIUM 0.8 06/22/27	1,260,000.000	1,170,177.120	
BELGIUM 0.8 06/22/28	940,000.000	851,170.000	
BELGIUM 0.9 06/22/29	1,200,000.000	1,075,150.800	
BELGIUM 1.0 06/22/26	1,460,000.000	1,388,216.180	
BELGIUM 1.0 06/22/31	1,570,000.000	1,347,375.570	
BELGIUM 1.25 04/22/33	810,000.000	683,330.580	
BELGIUM 1.4 06/22/53	1,490,000.000	854,425.600	
BELGIUM 1.45 06/22/37	380,000.000	294,616.280	
BELGIUM 1.6 06/22/47	920,000.000	607,602.040	
BELGIUM 1.7 06/22/50	880,000.000	569,050.240	
BELGIUM 1.9 06/22/38	610,000.000	491,473.340	
BELGIUM 2.15 06/22/66	450,000.000	295,965.000	
BELGIUM 2.25 06/22/57	390,000.000	276,429.660	
BELGIUM 2.75 04/22/39	320,000.000	286,563.840	
BELGIUM 3.0 06/22/33	1,300,000.000	1,270,286.260	
BELGIUM 3.0 06/22/34	980,000.000	949,653.320	
BELGIUM 3.3 06/22/54	270,000.000	241,512.300	
BELGIUM 3.45 06/22/43	100,000.000	95,511.400	
BELGIUM 3.75 06/22/45	640,000.000	636,747.520	
BELGIUM 4.0 03/28/32	930,000.000	986,289.180	
BELGIUM 4.25 03/28/41	1,280,000.000	1,369,177.600	
BELGIUM 4.5 03/28/26	1,070,000.000	1,105,919.360	
BELGIUM 5.0 03/28/35	1,420,000.000	1,629,099.260	
BELGIUM 5.5 03/28/28	1,570,000.000	1,739,624.370	
BUNDESOBL 0.0 04/10/26	3,510,000.000	3,281,920.200	
BUNDESOBL 0.0 04/11/25	1,590,000.000	1,520,300.940	
BUNDESOBL 0.0 04/16/27	1,610,000.000	1,472,599.380	
BUNDESOBL 0.0 10/09/26	1,860,000.000	1,719,123.600	
BUNDESOBL 0.0 10/10/25	2,650,000.000	2,503,852.500	
BUNDESOBL 0.0 10/10/25	1,350,000.000	1,277,208.000	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	2,280,000.000	2,172,064.800	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	1,700,000.000	1,619,811.000	
BUNDESOBL 2.2 04/13/28	2,100,000.000	2,067,954.000	
BUNDESSCHAT 2.2 12/12/24	1,350,000.000	1,332,504.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/30	1,520,000.000	1,301,804.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/31	2,340,000.000	1,952,051.400	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/32	2,500,000.000	2,028,519.150	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/35	1,360,000.000	992,256.000	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/36	1,880,000.000	1,328,126.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	2,030,000.000	1,716,649.200	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	890,000.000	753,073.500	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	2,690,000.000	2,214,031.400	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	800,000.000	658,873.600	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	3,140,000.000	1,477,090.540	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	1,010,000.000	468,236.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/52	2,340,000.000	1,041,300.000	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/27	1,620,000.000	1,462,860.000	

DEUTSCHLAND 0.0 11/15/28	2,560,000.000	2,260,584.960	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	2,120,000.000	1,962,780.800	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29	1,430,000.000	1,273,048.920	
DEUTSCHLAND 0.25 08/15/28	2,570,000.000	2,311,072.500	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/25	1,900,000.000	1,834,716.000	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/26	3,860,000.000	3,661,557.400	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28	2,470,000.000	2,267,904.600	
DEUTSCHLAND 0.5 08/15/27	2,310,000.000	2,139,711.420	
DEUTSCHLAND 08/15/26	3,290,000.000	3,053,396.360	
DEUTSCHLAND 08/15/29	2,490,000.000	2,159,395.230	
DEUTSCHLAND 1.0 05/15/38	1,660,000.000	1,292,210.400	
DEUTSCHLAND 1.0 08/15/25	2,420,000.000	2,335,856.600	
DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48	2,820,000.000	2,010,956.100	
DEUTSCHLAND 1.7 08/15/32	2,330,000.000	2,170,884.300	
DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	1,850,000.000	1,440,373.000	
DEUTSCHLAND 2.1 11/15/29	2,000,000.000	1,952,000.000	
DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	2,550,000.000	2,485,485.000	
DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	500,000.000	487,635.000	
DEUTSCHLAND 2.4 11/15/30	300,000.000	296,838.000	
DEUTSCHLAND 2.5 07/04/44	2,370,000.000	2,213,556.300	
DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	2,170,000.000	2,021,932.220	
DEUTSCHLAND 3.25 07/04/42	1,730,000.000	1,807,659.700	
DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	1,930,000.000	2,176,524.690	
DEUTSCHLAND 4.25 07/04/39	1,500,000.000	1,751,985.000	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/28	1,180,000.000	1,292,465.800	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/34	2,020,000.000	2,397,740.000	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/40	1,510,000.000	1,874,619.700	
DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	2,820,000.000	3,357,153.600	
DEUTSCHLAND 5.625 01/04/28	1,310,000.000	1,465,326.700	
DEUTSCHLAND 6.25 01/04/30	1,680,000.000	2,032,699.200	
DEUTSCHLAND 6.5 07/04/27	650,000.000	734,831.500	
FINLAND 0.0 09/15/30	410,000.000	333,619.870	
FINLAND 0.125 04/15/36	280,000.000	187,675.600	
FINLAND 0.125 04/15/52	560,000.000	230,860.000	
FINLAND 0.125 09/15/31	600,000.000	476,446.800	
FINLAND 0.25 09/15/40	290,000.000	171,684.800	
FINLAND 0.5 04/15/26	460,000.000	433,523.500	
FINLAND 0.5 04/15/43	380,000.000	220,165.160	
FINLAND 0.5 09/15/27	400,000.000	364,885.890	

FINLAND 0.5 09/15/28	650,000.000	578,306.950	
FINLAND 0.5 09/15/29	800,000.000	694,760.000	
FINLAND 0.75 04/15/31	400,000.000	338,960.000	
FINLAND 0.875 09/15/25	910,000.000	873,280.590	
FINLAND 1.125 04/15/34	480,000.000	390,720.080	
FINLAND 1.375 04/15/27	210,000.000	199,129.770	
FINLAND 1.375 04/15/47	380,000.000	254,832.560	
FINLAND 1.5 09/15/32	550,000.000	479,913.500	
FINLAND 2.625 07/04/42	430,000.000	379,914.270	
FINLAND 2.75 04/15/38	270,000.000	247,105.350	
FINLAND 2.75 07/04/28	390,000.000	386,904.570	
FINLAND 4.0 07/04/25	510,000.000	515,961.900	
FRANCE OAT 0.0 02/25/25	2,190,000.000	2,097,974.010	
FRANCE OAT 0.0 02/25/26	3,530,000.000	3,295,166.750	
FRANCE OAT 0.0 02/25/27	3,100,000.000	2,817,280.000	
FRANCE OAT 0.0 05/25/32	3,590,000.000	2,763,582.000	
FRANCE OAT 0.0 11/25/29	3,590,000.000	3,011,887.940	
FRANCE OAT 0.0 11/25/30	4,780,000.000	3,879,443.220	
FRANCE OAT 0.0 11/25/31	4,770,000.000	3,737,891.250	
FRANCE OAT 0.25 11/25/26	3,220,000.000	2,968,817.460	
FRANCE OAT 0.5 05/25/25	3,430,000.000	3,289,273.960	
FRANCE OAT 0.5 05/25/26	5,060,000.000	4,753,485.440	
FRANCE OAT 0.5 05/25/29	3,690,000.000	3,235,915.980	
FRANCE OAT 0.5 05/25/40	1,250,000.000	771,742.500	
FRANCE OAT 0.5 05/25/72	790,000.000	263,818.280	
FRANCE OAT 0.5 06/25/44	1,390,000.000	760,577.420	
FRANCE OAT 0.75 02/25/28	3,880,000.000	3,544,542.960	
FRANCE OAT 0.75 05/25/28	5,110,000.000	4,643,896.460	
FRANCE OAT 0.75 05/25/52	3,270,000.000	1,581,372.000	
FRANCE OAT 0.75 05/25/53	2,550,000.000	1,201,909.350	
FRANCE OAT 0.75 11/25/28	4,500,000.000	4,048,470.000	
FRANCE OAT 03/25/25	3,570,000.000	3,411,734.760	
FRANCE OAT 1.0 05/25/27	3,760,000.000	3,518,156.800	
FRANCE OAT 1.0 11/25/25	2,740,000.000	2,627,646.300	
FRANCE OAT 1.25 05/25/34	3,560,000.000	2,922,952.240	
FRANCE OAT 1.25 05/25/36	3,780,000.000	2,949,534.000	
FRANCE OAT 1.25 05/25/38	1,100,000.000	816,090.000	
FRANCE OAT 1.5 05/25/31	5,480,000.000	4,926,700.840	
FRANCE OAT 1.5 05/25/50	3,470,000.000	2,184,805.690	
FRANCE OAT 1.75 05/25/66	1,390,000.000	836,609.030	
FRANCE OAT 1.75 06/25/39	2,570,000.000	2,030,035.290	
FRANCE OAT 1.75 11/25/24	980,000.000	962,571.870	
FRANCE OAT 2.0 05/25/48	2,650,000.000	1,928,844.900	
FRANCE OAT 2.0 11/25/32	2,550,000.000	2,322,234.000	
FRANCE OAT 2.5 05/25/30	4,350,000.000	4,231,255.520	
FRANCE OAT 2.5 05/25/43	1,200,000.000	1,004,286.000	
FRANCE OAT 2.5 09/24/26	4,220,000.000	4,161,806.200	
FRANCE OAT 2.75 02/25/29	2,500,000.000	2,475,010.000	
FRANCE OAT 2.75 10/25/27	2,790,000.000	2,772,679.680	
FRANCE OAT 3.0 05/25/33	1,500,000.000	1,476,526.500	

FRANCE OAT 3.25 05/25/45	2,140,000.000	2,005,854.100	
FRANCE OAT 3.5 04/25/26	3,850,000.000	3,892,925.950	
FRANCE OAT 4.0 04/25/55	1,530,000.000	1,591,450.150	
FRANCE OAT 4.0 04/25/60	1,460,000.000	1,525,626.110	
FRANCE OAT 4.0 10/25/38	2,040,000.000	2,152,421.730	
FRANCE OAT 4.5 04/25/41	2,740,000.000	3,056,835.770	
FRANCE OAT 4.75 04/25/35	2,330,000.000	2,638,338.220	
FRANCE OAT 5.5 04/25/29	3,100,000.000	3,491,712.900	
FRANCE OAT 5.75 10/25/32	2,610,000.000	3,134,891.880	
FRANCE OAT 6.0 10/25/25	2,170,000.000	2,287,180.000	
IRISH 0.0 10/18/31	870,000.000	686,847.600	
IRISH 0.2 05/15/27	420,000.000	382,649.820	
IRISH 0.2 10/18/30	350,000.000	289,267.650	
IRISH 0.35 10/18/32	600,000.000	474,085.200	
IRISH 0.4 05/15/35	370,000.000	269,335.210	
IRISH 0.55 04/22/41	250,000.000	154,960.000	
IRISH 0.9 05/15/28	710,000.000	651,711.840	
IRISH 1.0 05/15/26	900,000.000	858,245.110	
IRISH 1.1 05/15/29	730,000.000	663,365.600	
IRISH 1.3 05/15/33	90,000.000	76,760.820	
IRISH 1.35 03/18/31	660,000.000	588,774.780	
IRISH 1.5 05/15/50	670,000.000	429,543.030	
IRISH 1.7 05/15/37	680,000.000	554,697.080	
IRISH 2.0 02/18/45	840,000.000	636,382.320	
IRISH 2.4 05/15/30	760,000.000	733,904.640	
IRISH 3.0 10/18/43	310,000.000	288,667.480	
IRISH 5.4 03/13/25	820,000.000	843,226.150	
ITALY BTPS 0.0 04/01/26	2,020,000.000	1,854,562.000	
ITALY BTPS 0.0 08/01/26	2,850,000.000	2,586,660.000	
ITALY BTPS 0.0 12/15/24	1,360,000.000	1,306,511.200	
ITALY BTPS 0.25 03/15/28	1,460,000.000	1,257,644.000	
ITALY BTPS 0.35 02/01/25	1,600,000.000	1,536,768.800	
ITALY BTPS 0.45 02/15/29	1,300,000.000	1,090,505.000	
ITALY BTPS 0.5 02/01/26	1,610,000.000	1,503,740.000	
ITALY BTPS 0.5 07/15/28	1,100,000.000	947,760.000	
ITALY BTPS 0.6 08/01/31	1,920,000.000	1,474,882.560	
ITALY BTPS 0.85 01/15/27	1,710,000.000	1,568,925.000	
ITALY BTPS 0.9 04/01/31	2,110,000.000	1,682,876.920	
ITALY BTPS 0.95 03/01/37	1,580,000.000	1,008,514.000	
ITALY BTPS 0.95 06/01/32	1,880,000.000	1,441,772.000	
ITALY BTPS 0.95 08/01/30	1,350,000.000	1,107,810.000	
ITALY BTPS 0.95 09/15/27	1,680,000.000	1,517,040.000	
ITALY BTPS 0.95 12/01/31	1,700,000.000	1,328,038.550	
ITALY BTPS 1.1 04/01/27	1,100,000.000	1,011,560.000	
ITALY BTPS 1.2 08/15/25	1,360,000.000	1,303,369.600	
ITALY BTPS 1.25 12/01/26	1,630,000.000	1,519,236.610	
ITALY BTPS 1.35 04/01/30	1,850,000.000	1,576,274.000	
ITALY BTPS 1.45 03/01/36	1,320,000.000	932,712.000	
ITALY BTPS 1.45 05/15/25	1,880,000.000	1,820,648.400	
ITALY BTPS 1.45 11/15/24	480,000.000	469,296.000	

ITALY BTPS 1.5 04/30/45	1, 110, 000. 000	626, 595. 000	
ITALY BTPS 1.5 06/01/25	1, 560, 000. 000	1, 509, 612. 000	
ITALY BTPS 1.6 06/01/26	2, 850, 000. 000	2, 712, 345. 000	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	1, 990, 000. 000	1, 638, 297. 350	
ITALY BTPS 1.65 12/01/30	2, 140, 000. 000	1, 822, 777. 100	
ITALY BTPS 1.7 09/01/51	1, 120, 000. 000	607, 042. 240	
ITALY BTPS 1.8 03/01/41	1, 150, 000. 000	750, 375. 000	
ITALY BTPS 1.85 07/01/25	1, 240, 000. 000	1, 204, 412. 000	
ITALY BTPS 2.0 02/01/28	2, 340, 000. 000	2, 184, 113. 880	
ITALY BTPS 2.0 12/01/25	1, 660, 000. 000	1, 608, 287. 680	
ITALY BTPS 2.05 08/01/27	1, 700, 000. 000	1, 605, 352. 500	
ITALY BTPS 2.1 07/15/26	1, 790, 000. 000	1, 721, 713. 710	
ITALY BTPS 2.15 03/01/72	360, 000. 000	191, 880. 000	
ITALY BTPS 2.15 09/01/52	510, 000. 000	301, 665. 000	
ITALY BTPS 2.2 06/01/27	1, 590, 000. 000	1, 513, 680. 000	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	1, 360, 000. 000	1, 050, 736. 000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/33	1, 430, 000. 000	1, 214, 233. 020	
ITALY BTPS 2.45 09/01/50	1, 150, 000. 000	753, 250. 000	
ITALY BTPS 2.5 11/15/25	1, 550, 000. 000	1, 517, 505. 820	
ITALY BTPS 2.5 12/01/24	1, 637, 000. 000	1, 617, 271. 730	
ITALY BTPS 2.5 12/01/32	1, 340, 000. 000	1, 162, 718. 000	
ITALY BTPS 2.65 12/01/27	1, 820, 000. 000	1, 748, 110. 000	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	1, 490, 000. 000	1, 058, 347. 000	
ITALY BTPS 2.8 03/01/67	400, 000. 000	257, 160. 000	
ITALY BTPS 2.8 06/15/29	1, 200, 000. 000	1, 133, 280. 000	
ITALY BTPS 2.8 12/01/28	1, 940, 000. 000	1, 851, 570. 920	
ITALY BTPS 2.95 09/01/38	1, 520, 000. 000	1, 214, 328. 000	
ITALY BTPS 3.0 08/01/29	1, 710, 000. 000	1, 631, 996. 640	
ITALY BTPS 3.1 03/01/40	1, 260, 000. 000	1, 021, 007. 770	
ITALY BTPS 3.25 03/01/38	600, 000. 000	508, 380. 000	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	1, 180, 000. 000	926, 218. 580	
ITALY BTPS 3.35 03/01/35	2, 120, 000. 000	1, 894, 071. 600	
ITALY BTPS 3.4 04/01/28	1, 150, 000. 000	1, 134, 360. 000	
ITALY BTPS 3.45 03/01/48	1, 190, 000. 000	959, 231. 630	
ITALY BTPS 3.5 01/15/26	1, 310, 000. 000	1, 307, 904. 000	
ITALY BTPS 3.5 03/01/30	2, 170, 000. 000	2, 115, 316. 000	
ITALY BTPS 3.7 06/15/30	300, 000. 000	294, 210. 000	
ITALY BTPS 3.8 04/15/26	1, 500, 000. 000	1, 506, 552. 000	
ITALY BTPS 3.85 09/01/49	1, 430, 000. 000	1, 220, 978. 330	
ITALY BTPS 3.85 12/15/29	1, 700, 000. 000	1, 689, 800. 000	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	2, 470, 000. 000	2, 319, 330. 000	
ITALY BTPS 4.0 04/30/35	1, 160, 000. 000	1, 103, 972. 000	
ITALY BTPS 4.0 10/30/31	1, 100, 000. 000	1, 088, 230. 000	
ITALY BTPS 4.4 05/01/33	1, 100, 000. 000	1, 106, 490. 000	
ITALY BTPS 4.45 09/01/43	800, 000. 000	757, 440. 000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/26	2, 110, 000. 000	2, 150, 301. 000	
ITALY BTPS 4.5 10/01/53	670, 000. 000	623, 502. 000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	2, 680, 000. 000	2, 793, 361. 320	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	1, 460, 000. 000	1, 436, 333. 400	
ITALY BTPS 5.0 03/01/25	560, 000. 000	569, 391. 920	

ITALY BTPS 5.0 08/01/34	2,460,000.000	2,564,796.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	1,790,000.000	1,834,571.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	1,250,000.000	1,278,625.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	2,640,000.000	2,825,592.000	
ITALY BTPS 5.75 02/01/33	1,460,000.000	1,618,994.000	
ITALY BTPS 6.0 05/01/31	2,480,000.000	2,786,528.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	2,210,000.000	2,438,072.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	350,000.000	385,595.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/26	2,460,000.000	2,306,459.100	
NETHERLANDS 0.0 01/15/27	1,180,000.000	1,079,706.400	
NETHERLANDS 0.0 01/15/29	1,310,000.000	1,135,724.150	
NETHERLANDS 0.0 01/15/38	550,000.000	352,810.150	
NETHERLANDS 0.0 01/15/52	1,600,000.000	680,192.310	
NETHERLANDS 0.0 07/15/30	700,000.000	581,391.300	
NETHERLANDS 0.0 07/15/31	1,400,000.000	1,127,556.300	
NETHERLANDS 0.25 07/15/29	1,360,000.000	1,181,136.190	
NETHERLANDS 0.5 01/15/40	1,210,000.000	804,324.510	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	1,820,000.000	1,708,980.000	
NETHERLANDS 0.5 07/15/32	1,100,000.000	898,849.220	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	1,460,000.000	1,356,669.220	
NETHERLANDS 0.75 07/15/28	1,580,000.000	1,440,798.840	
NETHERLANDS 2.0 01/15/54	660,000.000	511,739.580	
NETHERLANDS 2.5 01/15/33	910,000.000	879,553.220	
NETHERLANDS 2.5 07/15/33	450,000.000	431,787.600	
NETHERLANDS 2.75 01/15/47	1,810,000.000	1,684,751.620	
NETHERLANDS 3.75 01/15/42	1,420,000.000	1,527,526.660	
NETHERLANDS 4.0 01/15/37	1,420,000.000	1,551,350.000	
NETHERLANDS 5.5 01/15/28	940,000.000	1,041,050.000	
SPAIN 0.0 01/31/25	2,050,000.000	1,966,257.500	
SPAIN 0.0 01/31/26	1,640,000.000	1,526,902.320	
SPAIN 0.0 01/31/27	1,810,000.000	1,633,434.500	
SPAIN 0.0 01/31/28	2,180,000.000	1,903,903.000	
SPAIN 0.0 05/31/25	870,000.000	825,852.200	
SPAIN 0.1 04/30/31	1,880,000.000	1,468,280.000	
SPAIN 0.5 04/30/30	1,800,000.000	1,507,069.800	
SPAIN 0.5 10/31/31	1,640,000.000	1,305,181.700	
SPAIN 0.6 10/31/29	1,530,000.000	1,309,326.570	
SPAIN 0.7 04/30/32	1,850,000.000	1,473,922.750	
SPAIN 0.8 07/30/27	2,050,000.000	1,874,725.000	
SPAIN 0.8 07/30/29	1,700,000.000	1,474,070.000	
SPAIN 0.85 07/30/37	1,100,000.000	740,042.600	
SPAIN 1.0 07/30/42	540,000.000	319,788.000	
SPAIN 1.0 10/31/50	1,790,000.000	864,045.530	
SPAIN 1.2 10/31/40	1,810,000.000	1,168,651.840	
SPAIN 1.25 10/31/30	2,150,000.000	1,859,965.000	

	SPAIN 1.3 10/31/26	1,930,000.000	1,827,480.570	
	SPAIN 1.4 04/30/28	2,170,000.000	2,008,886.180	
	SPAIN 1.4 07/30/28	1,670,000.000	1,534,145.500	
	SPAIN 1.45 04/30/29	1,400,000.000	1,274,676.200	
	SPAIN 1.45 10/31/27	1,860,000.000	1,739,950.020	
	SPAIN 1.45 10/31/71	410,000.000	173,879.030	
	SPAIN 1.5 04/30/27	1,910,000.000	1,803,422.000	
	SPAIN 1.6 04/30/25	1,630,000.000	1,588,490.420	
	SPAIN 1.85 07/30/35	1,890,000.000	1,543,763.340	
	SPAIN 1.9 10/31/52	970,000.000	582,194.000	
	SPAIN 1.95 04/30/26	1,730,000.000	1,678,286.840	
	SPAIN 1.95 07/30/30	1,770,000.000	1,622,643.590	
	SPAIN 2.15 10/31/25	1,810,000.000	1,773,619.000	
	SPAIN 2.35 07/30/33	1,070,000.000	955,510.000	
	SPAIN 2.55 10/31/32	1,720,000.000	1,587,212.560	
	SPAIN 2.7 10/31/48	1,710,000.000	1,300,839.750	
	SPAIN 2.75 10/31/24	1,190,000.000	1,180,528.190	
	SPAIN 2.8 05/31/26	1,800,000.000	1,779,840.000	
	SPAIN 2.9 10/31/46	1,430,000.000	1,151,446.010	
	SPAIN 3.15 04/30/33	2,170,000.000	2,086,101.290	
	SPAIN 3.45 07/30/43	740,000.000	663,594.080	
	SPAIN 3.45 07/30/66	1,120,000.000	910,993.440	
	SPAIN 3.55 10/31/33	1,520,000.000	1,503,128.000	
	SPAIN 4.2 01/31/37	1,600,000.000	1,646,136.000	
	SPAIN 4.65 07/30/25	1,895,000.000	1,936,724.110	
	SPAIN 4.7 07/30/41	2,230,000.000	2,388,316.160	
	SPAIN 4.9 07/30/40	1,710,000.000	1,861,335.000	
	SPAIN 5.15 10/31/28	2,060,000.000	2,230,362.000	
	SPAIN 5.15 10/31/44	1,210,000.000	1,368,297.040	
	SPAIN 5.75 07/30/32	1,815,000.000	2,115,968.740	
	SPAIN 5.9 07/30/26	2,630,000.000	2,809,287.100	
	SPAIN 6.0 01/31/29	2,160,000.000	2,442,819.600	
	ユーロ 小計	547,887,000.000 (87,924,905,760)	491,826,398.250 (78,928,300,391)	
国債証券	合計	273,272,028,413.400 (273,272,028,413)	241,364,218,325 (241,364,218,325)	
合計			241,364,218,325 (241,364,218,325)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 252銘柄	47.55	48.14
イギリス・ポンド	国債証券 57銘柄	4.94	5.00
イスラエル・シケル	国債証券 13銘柄	0.27	0.27
オーストラリア・ドル	国債証券 27銘柄	1.45	1.47



オフショア・人民元	国債証券	41銘柄	7.10	7.19
カナダ・ドル	国債証券	37銘柄	1.96	1.99
シンガポール・ドル	国債証券	18銘柄	0.43	0.43
スウェーデン・クローナ	国債証券	8銘柄	0.19	0.19
デンマーク・クローネ	国債証券	8銘柄	0.31	0.31
ニュージーランド・ドル	国債証券	12銘柄	0.23	0.23
ノルウェー・クローネ	国債証券	10銘柄	0.16	0.16
ポーランド・ズロチ	国債証券	12銘柄	0.50	0.50
マレーシア・リングgit	国債証券	26銘柄	0.50	0.50
メキシコ・ペソ	国債証券	15銘柄	0.89	0.90
ユーロ	国債証券	348銘柄	32.30	32.70

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

インデックス225 マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2023年11月6日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,833,930,314
株式	153,225,296,640
派生商品評価勘定	161,849,740
未収入金	3,883,856,806
未収配当金	1,090,305,000
差入委託証拠金	205,800,000
流動資産合計	160,401,038,500
資産合計	160,401,038,500
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	303,300
前受金	63,760,000
未払金	1,541,220
未払解約金	1,102,050,000
流動負債合計	1,167,654,520
負債合計	1,167,654,520
純資産の部	
元本等	
元本	57,482,841,993
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	101,750,541,987
元本等合計	159,233,383,980
純資産合計	159,233,383,980
負債純資産合計	160,401,038,500

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月6日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	53,776,273,357円
同期中追加設定元本額	12,411,321,500円
同期中一部解約元本額	8,704,752,864円
元本の内訳	
ファンド名	
(適格機関投資家私募) インデックス225 (3ヵ月決算型)	459,026,043円
(適格機関投資家私募) インデックス225	635,927,646円
マルチアセット・アロケーション戦略ファンド (為替ヘッジ比率調整型) (適格機関投資家私募)	249,480,246円
マルチアセット・アロケーション戦略ファンドII (為替バリエーションヘッジ型) (適格機関投資家限定)	48,361,817円
日米資産配分戦略ファンド (為替ヘッジ比率調整型) 2017-03 (適格機関投資家限定)	82,713,943円
たわらノーロード 日経225	41,409,430,295円
DIAMバランス・インカム・オープン (毎月分配型)	16,280,622円
DIAMパッシブ資産分散ファンド	231,475,008円
固定比率マルチアセット戦略ファンド (米ドル建日本政府保証債活用型) (適格機関投資家限定)	158,768,309円
低リスク・損失抑制型マルチアセット戦略ファンド (適格機関投資家限定)	52,240,324円
低リスク・損失抑制型マルチアセット戦略ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	52,074,054円
DIAM日経225インデックスファンドVA	717,281,454円
国内株式パッシブ・ファンド-日経225型- (適格機関投資家向け)	4,281,248,100円
DIAM日経225型パッシブ・ファンド (適格機関投資家向け)	3,556,112,827円
日米資産配分戦略ファンド (TIPS活用型) (為替ヘッジ比率調整型) (適格機関投資家限定)	18,134,651円
MHAM日経225インデックスファンド [適格機関投資家限定]	5,368,431,448円
MHAMインデックス225 [適格機関投資家限定]	145,855,206円
計	57,482,841,993円

2. 受益権の総数	57,482,841,993口
-----------	-----------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年11月6日現在
	当期の 損益に含まれた

	評価差額（円）
株式	19,382,456,954
合計	19,382,456,954

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年2月21日から2023年11月6日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2023年11月6日現在			評価損益（円）
	契約額等（円）	うち		
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	4,150,850,000	—	4,312,440,000	161,590,000
合計	4,150,850,000	—	4,312,440,000	161,590,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年11月6日現在
1口当たり純資産額	2,770円
(1万口当たり純資産額)	(27,701円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年11月6日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ニッセイ	156,000	681.50	106,314,000	
I N P E X	62,400	2,170.00	135,408,000	
コムシスホールディングス	156,000	3,073.00	479,388,000	
大成建設	31,200	5,294.00	165,172,800	
大林組	156,000	1,358.50	211,926,000	
清水建設	156,000	1,090.00	170,040,000	
長谷工コーポレーション	31,200	1,874.00	58,468,800	
鹿島建設	78,000	2,545.00	198,510,000	
大和ハウス工業	156,000	4,335.00	676,260,000	
積水ハウス	156,000	3,004.00	468,624,000	
日揮ホールディングス	156,000	1,869.50	291,642,000	
日清製粉グループ本社	156,000	2,209.00	344,604,000	
明治ホールディングス	62,400	3,705.00	231,192,000	

日本ハム	78,000	4,338.00	338,364,000
エムスリー	374,400	2,588.50	969,134,400
ディー・エヌ・エー	46,800	1,510.50	70,691,400
サッポロホールディングス	31,200	5,480.00	170,976,000
アサヒグループホールディングス	156,000	5,662.00	883,272,000
キリンホールディングス	156,000	2,177.50	339,690,000
宝ホールディングス	156,000	1,270.50	198,198,000
双日	15,600	3,173.00	49,498,800
キッコーマン	156,000	9,823.00	1,532,388,000
味の素	156,000	5,982.00	933,192,000
ニチレイ	78,000	3,226.00	251,628,000
日本たばこ産業	156,000	3,681.00	574,236,000
J. フロント リテイリング	78,000	1,458.00	113,724,000
三越伊勢丹ホールディングス	156,000	1,690.00	263,640,000
東急不動産ホールディングス	156,000	925.00	144,300,000
セブン&アイ・ホールディングス	156,000	5,620.00	876,720,000
帝人	31,200	1,391.50	43,414,800
東レ	156,000	771.20	120,307,200
クラレ	156,000	1,711.50	266,994,000
旭化成	156,000	953.70	148,777,200
SUMCO	15,600	2,060.50	32,143,800
ネクソン	312,000	2,833.50	884,052,000
王子ホールディングス	156,000	644.80	100,588,800
日本製紙	15,600	1,277.00	19,921,200
レゾナック・ホールディングス	15,600	2,540.00	39,624,000
住友化学	156,000	398.10	62,103,600
日産化学	156,000	6,387.00	996,372,000
東ソー	78,000	1,941.00	151,398,000
トクヤマ	31,200	2,314.50	72,212,400
デンカ	31,200	2,763.50	86,221,200
信越化学工業	780,000	4,838.00	3,773,640,000
協和キリン	156,000	2,451.50	382,434,000
三井化学	31,200	3,940.00	122,928,000
三菱ケミカルグループ	78,000	968.40	75,535,200
UBE	15,600	2,376.50	37,073,400
電通グループ	156,000	4,503.00	702,468,000
メルカリ	156,000	3,294.00	513,864,000
花王	156,000	5,463.00	852,228,000
武田薬品工業	156,000	4,131.00	644,436,000
アステラス製薬	780,000	1,784.50	1,391,910,000
住友ファーマ	156,000	447.00	69,732,000
塩野義製薬	156,000	7,122.00	1,111,032,000
中外製薬	468,000	4,689.00	2,194,452,000
エーザイ	156,000	8,172.00	1,274,832,000
テルモ	624,000	4,283.00	2,672,592,000
第一三共	468,000	4,053.00	1,896,804,000
大塚ホールディングス	156,000	5,344.00	833,664,000
D I C	15,600	2,402.50	37,479,000
オリエンタルランド	156,000	5,292.00	825,552,000
L I N Eヤフー	62,400	410.00	25,584,000

トレンドマイクロ	156,000	5,845.00	911,820,000
サイバーエージェント	124,800	841.40	105,006,720
楽天グループ	156,000	568.80	88,732,800
富士フイルムホールディングス	156,000	8,630.00	1,346,280,000
コニカミノルタ	156,000	460.40	71,822,400
資生堂	156,000	4,821.00	752,076,000
出光興産	62,400	3,423.00	213,595,200
E N E O Sホールディングス	156,000	566.30	88,342,800
横浜ゴム	78,000	2,899.00	226,122,000
ブリヂストン	156,000	5,896.00	919,776,000
A G C	31,200	5,168.00	161,241,600
日本電気硝子	46,800	3,009.00	140,821,200
住友大阪セメント	15,600	3,676.00	57,345,600
太平洋セメント	15,600	2,627.50	40,989,000
東海カーボン	156,000	1,195.00	186,420,000
T O T O	78,000	3,837.00	299,286,000
日本碍子	156,000	1,918.00	299,208,000
日本製鉄	15,600	3,250.00	50,700,000
神戸製鋼所	15,600	1,852.00	28,891,200
J F Eホールディングス	15,600	2,099.00	32,744,400
大平洋金属	15,600	1,363.00	21,262,800
日本製鋼所	31,200	2,501.00	78,031,200
三井金属鉱業	15,600	3,916.00	61,089,600
三菱マテリアル	15,600	2,471.50	38,555,400
住友金属鉱山	78,000	4,356.00	339,768,000
D O W Aホールディングス	31,200	4,923.00	153,597,600
古河電気工業	15,600	2,353.00	36,706,800
住友電気工業	156,000	1,801.50	281,034,000
フジクラ	156,000	1,163.00	181,428,000
しずおかフィナンシャルグループ	156,000	1,267.50	197,730,000
リクルートホールディングス	468,000	4,929.00	2,306,772,000
オークマ	31,200	6,293.00	196,341,600
アマダ	156,000	1,510.50	235,638,000
日本郵政	156,000	1,335.00	208,260,000
SMC	15,600	77,300.00	1,205,880,000
小松製作所	156,000	3,647.00	568,932,000
住友重機械工業	31,200	3,561.00	111,103,200
日立建機	156,000	4,038.00	629,928,000
クボタ	156,000	2,137.50	333,450,000
荏原製作所	31,200	7,116.00	222,019,200
ダイキン工業	156,000	23,090.00	3,602,040,000
日本精工	156,000	824.30	128,590,800
NTN	156,000	297.20	46,363,200
ジェイテクト	156,000	1,305.50	203,658,000
ミネベアミツミ	156,000	2,750.00	429,000,000
日立製作所	31,200	9,696.00	302,515,200
三菱電機	156,000	1,908.00	297,648,000
富士電機	31,200	6,507.00	203,018,400
安川電機	156,000	5,468.00	853,008,000
ニデック	124,800	5,753.00	717,974,400

オムロン	156,000	5,915.00	922,740,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	31,200	2,536.00	79,123,200
日本電気	15,600	7,604.00	118,622,400
富士通	15,600	19,775.00	308,490,000
ルネサスエレクトロニクス	156,000	2,310.00	360,360,000
セイコーエプソン	312,000	2,153.50	671,892,000
パナソニック ホールディングス	156,000	1,392.00	217,152,000
シャープ	156,000	999.90	155,984,400
ソニーグループ	156,000	13,085.00	2,041,260,000
TDK	468,000	6,050.00	2,831,400,000
アルプスアルパイン	156,000	1,224.50	191,022,000
横河電機	156,000	2,820.00	439,920,000
アドバンテスト	1,248,000	4,271.00	5,330,208,000
キーエンス	15,600	62,160.00	969,696,000
デンソー	624,000	2,392.00	1,492,608,000
レーザーテック	62,400	27,000.00	1,684,800,000
カシオ計算機	156,000	1,226.50	191,334,000
ファナック	780,000	4,016.00	3,132,480,000
京セラ	312,000	8,080.00	2,520,960,000
太陽誘電	156,000	3,747.00	584,532,000
村田製作所	374,400	2,883.00	1,079,395,200
日東電工	156,000	10,220.00	1,594,320,000
日立造船	31,200	823.00	25,677,600
三菱重工業	15,600	8,525.00	132,990,000
川崎重工業	15,600	3,453.00	53,866,800
I H I	15,600	3,002.00	46,831,200
コンコルディア・フィナンシャルグループ	156,000	694.80	108,388,800
日産自動車	156,000	607.00	94,692,000
いすゞ自動車	78,000	1,745.00	136,110,000
トヨタ自動車	780,000	2,846.00	2,219,880,000
日野自動車	156,000	472.60	73,725,600
三菱自動車工業	15,600	498.00	7,768,800
マツダ	31,200	1,500.00	46,800,000
本田技研工業	936,000	1,621.00	1,517,256,000
スズキ	156,000	6,105.00	952,380,000
S U B A R U	156,000	2,745.00	428,220,000
ヤマハ発動機	156,000	3,836.00	598,416,000
ニコン	156,000	1,498.50	233,766,000
オリンパス	624,000	2,073.50	1,293,864,000
S C R E E Nホールディングス	62,400	8,289.00	517,233,600
H O Y A	78,000	15,695.00	1,224,210,000
キヤノン	234,000	3,719.00	870,246,000
リコー	156,000	1,255.50	195,858,000
シチズン時計	156,000	891.00	138,996,000
バンダイナムコホールディングス	468,000	3,251.00	1,521,468,000
T O P P A Nホールディングス	78,000	3,484.00	271,752,000
大日本印刷	78,000	4,043.00	315,354,000
ヤマハ	156,000	3,762.00	586,872,000
任天堂	156,000	6,432.00	1,003,392,000



伊藤忠商事	156,000	5,692.00	887,952,000
丸紅	156,000	2,336.00	364,416,000
豊田通商	156,000	8,960.00	1,397,760,000
三井物産	156,000	5,754.00	897,624,000
東京エレクトロン	468,000	21,510.00	10,066,680,000
住友商事	156,000	3,199.00	499,044,000
三菱商事	156,000	6,998.00	1,091,688,000
高島屋	78,000	2,057.00	160,446,000
丸井グループ	156,000	2,430.50	379,158,000
クレディセゾン	156,000	2,309.50	360,282,000
イオン	156,000	3,211.00	500,916,000
あおぞら銀行	15,600	3,023.00	47,158,800
三菱UFJフィナンシャル・グループ	156,000	1,269.50	198,042,000
りそなホールディングス	15,600	794.10	12,387,960
三井住友トラスト・ホールディングス	15,600	5,664.00	88,358,400
三井住友フィナンシャルグループ	15,600	7,340.00	114,504,000
千葉銀行	156,000	1,112.00	173,472,000
ふくおかフィナンシャルグループ	31,200	3,950.00	123,240,000
みずほフィナンシャルグループ	15,600	2,550.00	39,780,000
オリックス	156,000	2,711.00	422,916,000
大和証券グループ本社	156,000	961.10	149,931,600
野村ホールディングス	156,000	616.70	96,205,200
SOMPOホールディングス	31,200	6,670.00	208,104,000
日本取引所グループ	156,000	3,173.00	494,988,000
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	46,800	5,727.00	268,023,600
第一生命ホールディングス	15,600	3,192.00	49,795,200
東京海上ホールディングス	234,000	3,494.00	817,596,000
T&Dホールディングス	31,200	2,716.00	84,739,200
三井不動産	156,000	3,459.00	539,604,000
三菱地所	156,000	1,986.50	309,894,000
東京建物	78,000	2,075.00	161,850,000
住友不動産	156,000	4,005.00	624,780,000
東武鉄道	31,200	3,910.00	121,992,000
東急	78,000	1,743.50	135,993,000
小田急電鉄	78,000	2,277.50	177,645,000
京王電鉄	31,200	4,656.00	145,267,200
京成電鉄	78,000	6,329.00	493,662,000
東日本旅客鉄道	15,600	8,072.00	125,923,200
西日本旅客鉄道	15,600	6,066.00	94,629,600
東海旅客鉄道	78,000	3,467.00	270,426,000
ヤマトホールディングス	156,000	2,531.00	394,836,000
日本郵船	46,800	3,594.00	168,199,200
商船三井	46,800	3,809.00	178,261,200
川崎汽船	46,800	4,760.00	222,768,000
NIPPON EXPRESSホール ディングス	15,600	7,676.00	119,745,600
日本航空	156,000	2,789.50	435,162,000
ANAホールディングス	15,600	3,033.00	47,314,800
三菱倉庫	78,000	4,240.00	330,720,000

日本電信電話	1,560,000	176.90	275,964,000
KDDI	936,000	4,675.00	4,375,800,000
ソフトバンク	156,000	1,699.50	265,122,000
東京電力ホールディングス	15,600	690.60	10,773,360
中部電力	15,600	1,938.00	30,232,800
関西電力	15,600	2,014.50	31,426,200
東京瓦斯	31,200	3,538.00	110,385,600
大阪瓦斯	31,200	2,877.00	89,762,400
東宝	15,600	5,271.00	82,227,600
NTTデータグループ	780,000	1,908.50	1,488,630,000
セコム	156,000	10,580.00	1,650,480,000
コナミグループ	156,000	8,022.00	1,251,432,000
ニトリホールディングス	46,800	16,345.00	764,946,000
ファーストリテイリング	468,000	34,720.00	16,248,960,000
ソフトバンクグループ	936,000	6,409.00	5,998,824,000
合計	36,441,600		153,225,296,640

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2023年11月6日現在

資産の部	
流動資産	
預金	306,348,565
コール・ローン	1,759,416,760
投資信託受益証券	7,310,352,935
投資証券	65,062,986,872
未収入金	1,521,084
未収配当金	68,740,127
流動資産合計	74,509,366,343
資産合計	74,509,366,343
負債の部	
流動負債	
未払金	190,453,189
未払解約金	1,702,567,000
流動負債合計	1,893,020,189
負債合計	1,893,020,189
純資産の部	
元本等	
元本	42,106,827,405
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	30,509,518,749
元本等合計	72,616,346,154
純資産合計	72,616,346,154
負債純資産合計	74,509,366,343

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月6日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	48,416,292,725円
同期中追加設定元本額	20,261,377,708円
同期中一部解約元本額	26,570,843,028円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード 先進国リート（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞	3,122,477,423円
たわらノーロード 先進国リート（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞	34,828,568円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	3,652,111円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	14,809,568円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	39,797,121円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	51,309,274円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	45,387,678円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	32,557,280円
たわらノーロード 先進国リート	15,210,428,296円
たわらノーロード 先進国リート＜ラップ向け＞	1,742,643,681円
たわらノーロード 先進国リート＜為替ヘッジあり＞	306,157,110円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	3,983,765,820円
たわらノーロード バランス（堅実型）	31,775,584円
たわらノーロード バランス（標準型）	628,528,602円
たわらノーロード バランス（積極型）	1,328,958,012円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	103,001,715円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	742,344,972円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	635,082,981円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	1,072,260,698円

たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	1,307,267円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	55,427,592円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	8,299,878円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	32,884,773円
One DC 先進国リートインデックスファンド	1,788,117,586円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	18,506,812円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	694,837,158円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	57,534,103円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	214,120,117円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国20)	326,630,622円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	614,927,873円
投資のソムリエ	4,076,602,176円
投資のソムリエ<DC年金>	369,221,864円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	246,293,663円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	346,123,005円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,212,033,814円
ワールドアセットバランス (基本コース)	306,471,994円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	509,473,653円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	48,688,494円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	24,362,421円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	2,783,910円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	127,121,566円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	179,164,673円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	56,166,058円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	26,596,094円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	16,127,634円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	3,876,452円
One グローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	93,889,885円
DIAMパッシブ資産分散ファンド	304,219,665円
DIAM外国リートインデックスファンド<DC年金>	350,656,793円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	217,802円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	647,540円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	125,270円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	285,547円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04 (適格機関投資家限定)	711,941円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	506,310円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	120,585,007円
AMOne マルチアセット・インカム戦略ファンド (シグナルヘッジ付き) (適格機関投資家限定)	1,243,561円
インカム重視マルチアセット運用ファンド (適格機関投資家限定)	572,716円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	1,882,206円
DIAM世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)	51,091,160円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	148,589,047円
DIAMグローバル・リスクファクター・パリティ戦略ファンド (適格機関投資家限定)	538,135,209円

計	42,106,827,405円
2. 受益権の総数	42,106,827,405口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2023年11月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年11月6日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
投資信託受益証券	△446,027,303	
投資証券	△2,145,132,201	
合計	△2,591,159,504	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年6月23日から2023年11月6日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年11月6日現在
1口当たり純資産額	1,7246円
(1万口当たり純資産額)	(17,246円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年11月6日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT PTE LTD	249,000.000	141,930.000		
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	72,700.000	0.000		
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	391,900.000	86,218.000		
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	839,000.000	48,662.000		
		PRIME US REIT	317,600.000	35,888.800		
		アメリカ・ドル	小計	1,870,200.000	312,698.800 (46,801,629)	
	オーストラリア・ドル		ABACUS GROUP	144,880.000	147,777.600	
			ABACUS STORAGE KING	198,469.000	205,415.410	
			ARENA REIT	143,026.000	489,148.920	
			BWP TRUST	187,879.000	642,546.180	
			CENTURIA CAPITAL GROUP	323,633.000	411,013.910	
			CENTURIA INDUSTRIAL REIT	207,739.000	612,830.050	
			CENTURIA OFFICE REIT	185,985.000	221,322.150	
			CHARTER HALL GROUP	187,711.000	1,833,936.470	
			CHARTER HALL LONG WALE REIT	274,676.000	898,190.520	
			CHARTER HALL RETAIL REIT	214,875.000	681,153.750	
			CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	134,754.000	342,275.160	
			CROMWELL PROPERTY GROUP	618,825.000	228,965.250	
			DEXUS	428,657.000	2,953,446.730	
DEXUS INDUSTRIA REIT			93,159.000	239,418.630		
GDI PROPERTY GROUP	222,442.000	122,343.100				
GOODMAN GROUP	690,450.000	15,217,518.000				
GPT GROUP	763,482.000	2,969,944.980				
GROWTHPOINT PROPERTIES	119,794.000	258,755.040				

	AUSTRALIA			
	HEALTHCO REIT	202,023.000	285,862.540	
	HMC CAPITAL LTD	98,710.000	450,117.600	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	737,998.000	826,557.760	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS LTD	85,857.000	233,531.040	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	145,884.000	601,042.080	
	MIRVAC GROUP	1,573,241.000	3,059,953.740	
	NATIONAL STORAGE REIT	501,640.000	1,033,378.400	
	REGION RE LTD	473,280.000	984,422.400	
	RURAL FUNDS GROUP	152,896.000	280,564.160	
	SCENTRE GROUP	2,095,253.000	5,405,752.740	
	STOCKLAND	952,550.000	3,553,011.500	
	VICINITY CENTRES	1,541,768.000	2,767,473.560	
	WAYPOINT REIT LTD	275,386.000	627,880.080	
	オーストラリア・ドル 小計	13,976,922.000	48,585,549.450 (4,737,091,072)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	277,595.000	346,993.750	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	909,416.000	841,209.800	
	CAPITALAND CHINA TRUST	497,080.000	405,120.200	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,020,109.000	3,717,000.560	
	CAPLAND ASCENDAS REIT	1,428,060.000	3,855,762.000	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	291,800.000	291,800.000	
	EC WORLD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	112,400.000	31,472.000	
	ESR LOGOS REIT	2,347,240.000	657,227.200	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	423,700.000	254,220.000	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	443,000.000	925,870.000	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,151,664.000	1,278,347.040	
	KEPPEL DC REIT	551,800.000	998,758.000	
	KEPPEL REIT	781,300.000	644,572.500	
	LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL REIT	693,400.000	377,903.000	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	822,620.000	1,801,537.800	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,321,920.000	2,035,756.800	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	937,900.000	1,275,544.000	
	PARAGON REIT	505,800.000	417,285.000	
	PARKWAY LIFE REIT	162,400.000	566,776.000	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	188,700.000	123,598.500	
	STARHILL GLOBAL REIT	527,300.000	253,104.000	



		SUNTEC REAL ESTATE INVEST TR	915,290.000	1,034,277.700	
	シンガポール・ドル 小計		17,310,494.000	22,134,135.850 (2,448,699,449)	
	ユーロ	CROMWELL REIT EUR	117,940.000	142,707.400	
	ユーロ 小計		117,940.000	142,707.400 (22,901,684)	
	香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	605,000.000	2,867,700.000	
	香港・ドル 小計		605,000.000	2,867,700.000 (54,859,101)	
投資信託受益証券 合計			33,880,556	7,310,352,935 (7,310,352,935)	
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	39,649.000	607,819.170	
		AGREE REALTY CORP	38,412.000	2,265,539.760	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	29,922.000	500,295.840	
		ALEXANDER'S INC.	744.000	144,722.880	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	62,764.000	6,422,012.480	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	4,384.000	68,828.800	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	19,850.000	396,007.500	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	127,211.000	4,504,541.510	
		AMERICOLD REALTY TRUST	101,470.000	2,719,396.000	
		APARTMENT INCOME REIT CORP	59,471.000	1,810,297.240	
		APARTMENT INVT & MGMT CO-A	55,569.000	351,751.770	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	84,626.000	1,426,794.360	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	28,991.000	304,985.320	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	11,922.000	31,116.420	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	57,196.000	9,798,818.720	
		BOSTON PROPERTIES INC	57,679.000	3,397,869.890	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	22,683.000	63,285.570	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	73,547.000	312,574.750	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	120,022.000	2,609,278.280	
		BROADSTONE NET LEASE INC	76,568.000	1,143,925.920	
		BRT APARTMENTS CORP	4,006.000	68,943.260	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	42,695.000	3,866,886.150	
		CARETRUST REIT INC	40,775.000	884,002.000	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	10,705.000	232,084.400	
		CENTERSPACE	6,090.000	309,554.700	
		CHATHAM LODGING TRUST	18,390.000	188,865.300	

CITY OFFICE REIT INC	17,231.000	73,231.750	
CLIPPER REALTY INC	5,086.000	24,819.680	
COMMUNICATIONS SALES & LEASING INC	97,946.000	509,319.200	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	10,042.000	280,573.480	
COPT DEFENCE PROPERTIES	46,015.000	1,099,758.500	
COUSINS PROPERTIES INC	62,026.000	1,233,076.880	
CTO REALTY GROUTH INC	9,356.000	158,303.520	
CUBESMART	89,848.000	3,254,294.560	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	83,931.000	709,216.950	
DIGITAL REALTY TRUST INC	121,859.000	16,198,716.870	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,523.000	202,181.350	
DOUGLAS EMMETT INC	65,893.000	849,360.770	
EAST GROUP	18,141.000	3,086,872.560	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	38,326.000	449,180.720	
ELME COMMUNITIES	36,227.000	488,702.230	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	53,205.000	479,377.050	
EPR PROPERTIES	29,945.000	1,398,730.950	
EQUINIX INC	37,653.000	29,021,426.280	
EQUITY COMMONWEALTH	45,014.000	864,268.800	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	74,550.000	5,059,708.500	
EQUITY RESIDENTIAL	138,952.000	7,742,405.440	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	62,057.000	1,449,030.950	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	25,871.000	5,620,733.460	
EXTRA SPACE STORAGE INC	85,098.000	9,102,933.060	
FARMLAND PARTNERS INC	15,622.000	174,810.180	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	29,304.000	2,798,532.000	
FIRST INDUSTRIAL RT	52,782.000	2,332,964.400	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST INC	35,793.000	798,899.760	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	30,562.000	62,652.100	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	105,098.000	4,860,782.500	
GETTY REALTY CORP	18,953.000	534,664.130	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,103.000	178,543.980	
GLADSTONE LAND CORP	12,549.000	187,733.040	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	26,662.000	248,489.840	
GLOBAL NET LEASE INC	80,707.000	706,186.250	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	151,988.000	2,264,621.200	

HEALTHPEAK PROPERTIES INC	218,737.000	3,764,463.770	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	11,398.000	113,182.140	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	41,767.000	836,175.340	
HOST HOTELS & RESORTS INC	284,715.000	4,771,823.400	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	52,743.000	287,976.780	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	91,656.000	1,250,187.840	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	26,881.000	82,524.670	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	11,503.000	927,026.770	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	26,633.000	679,407.830	
INVITATION HOMES INC	231,778.000	7,409,942.660	
IRON MOUNTAIN INC	117,593.000	7,261,367.750	
JBG SMITH PROPERTIES	39,238.000	554,825.320	
KILROY REALTY CORP	42,381.000	1,335,001.500	
KIMCO REALTY	248,003.000	4,650,056.250	
KITE REALTY GROUP TRUST	87,442.000	1,939,463.560	
LTC PROPERTIES INC	17,250.000	556,485.000	
LXP INDUSTRIAL TRUST	119,774.000	1,010,892.560	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	244,545.000	1,332,770.250	
MID AMERICA	46,824.000	5,818,350.240	
NATIONAL HEALTH INVS INC	17,795.000	915,374.800	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	33,958.000	1,042,510.600	
NET LEASE OFFICE PROPERTIES	5,706.000	73,721.520	
NETSTREIT CORP	27,420.000	428,026.200	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	14,807.000	126,599.850	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	9,758.000	293,227.900	
NNN REIT INC	72,854.000	2,851,505.560	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	23,664.000	129,678.720	
OMEGA HEALTHCARE INVS INC	97,882.000	3,085,240.640	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,801.000	111,843.280	
ORION OFFICE REIT INC	20,368.000	108,561.440	
PARAMOUNT GROUP INC	63,687.000	307,608.210	
PARK HOTELS & RESORTS INC	88,242.000	1,215,092.340	
PEAKSTONE REALTY TRUST	12,710.000	178,194.200	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	50,012.000	643,654.440	
PHILLIPS EDISON & CO INC	46,766.000	1,641,018.940	

PHYSICIANS REALTY TRUST	97,479.000	1,151,226.990	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	52,948.000	322,982.800	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	15,197.000	324,152.010	
POSTAL REALTY TRUST INC	6,866.000	95,300.080	
PROLOGIS INC	371,747.000	39,609,642.850	
PUBLIC STORAGE	63,704.000	16,133,675.040	
REALTY INCOME CORP	285,357.000	14,510,403.450	
REGENCY CENTERS CORP	65,720.000	4,123,272.800	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	52,358.000	670,705.980	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	82,545.000	3,781,386.450	
RLJ LODGING TRUST	65,402.000	676,910.700	
RPT REALTY	32,531.000	367,274.990	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	23,818.000	2,185,539.680	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	94,349.000	1,307,677.140	
SAFEHOLD INC	18,989.000	337,814.310	
SAUL CENTERS INC	4,534.000	167,032.560	
SERVICE PROPERTIES TRUST	68,236.000	529,511.360	
SIMON PROPERTY GROUP INC	131,719.000	15,528,352.910	
SITE CENTERS CORP	73,802.000	940,975.500	
SL GREEN	26,414.000	908,641.600	
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	56,372.000	2,183,287.560	
STAG INDUSTRIAL INC	71,726.000	2,536,231.360	
STAR HOLDINGS	5,322.000	65,753.310	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	46,872.000	299,043.360	
SUN COMMUNITIES INC	50,151.000	5,995,050.540	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	81,915.000	801,947.850	
TANGER FACTORY OUTLET	43,044.000	1,029,612.480	
TERRENO REALTY CORP	33,445.000	1,871,582.200	
THE MACERICH COMPANY	88,179.000	989,368.380	
UDR INC	121,236.000	4,033,521.720	
UMH PROPERTIES INC	24,180.000	360,765.600	
UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,948.000	201,383.600	
URBAN EDGE PROPERTIES	46,432.000	788,879.680	
VENTAS INC	162,128.000	7,146,602.240	
VERIS RESIDENTIAL INC	33,405.000	489,717.300	
VICI PROPERTIES INC	408,069.000	11,903,372.730	
VORNADO REALTY TRUST	63,649.000	1,467,745.940	
WELLTOWER INC	208,800.000	18,468,360.000	
WHITESTONE REIT	21,086.000	229,626.540	
WP CAREY INC	85,599.000	4,713,936.930	

	XENIA HOTELS & RESORTS INC	44,270.000	548,505.300	
アメリカ・ドル	小計	8,993,093.000	376,465,856.970 (56,345,644,814)	
イギリス・ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LI	184,841.000	95,193.110	
	AEW UK REIT PLC	78,980.000	77,400.400	
	ASSURA PLC	1,222,705.000	553,885.360	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	280,347.000	196,523.240	
	BIG YELLOW GROUP PLC	69,242.000	732,580.360	
	BRITISH LAND CO PLC	373,339.000	1,215,965.120	
	CLS HOLDINGS PLC	45,585.000	44,764.470	
	CUSTODIAN REIT PLC	191,703.000	169,273.740	
	DERWENT LONDON PLC	44,533.000	915,598.480	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	243,315.000	222,146.590	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	102,673.000	441,699.240	
	HAMMERSON PLC	1,503,150.000	369,774.900	
	HELICAL PLC	48,089.000	102,670.010	
	HOME REIT PLC	286,621.000	54,457.990	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	169,602.000	149,249.760	
	INTU PROPERTIES PLC	231,040.000	0.000	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	299,739.000	1,847,591.190	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	147,597.000	98,594.790	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	388,634.000	698,763.930	
	LXI REIT PLC	676,914.000	645,775.950	
	NEWRIVER REIT PLC	120,604.000	97,809.840	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	239,715.000	168,999.070	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	551,540.000	547,679.220	
	PRS REIT PLC/THE	204,648.000	161,671.920	
	REGIONAL REIT LTD	236,558.000	67,419.030	
	SAFESTORE HOLDINGS LTD	89,584.000	676,359.200	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST LTD	203,492.000	90,350.440	
	SEGRO PLC	493,955.000	3,870,631.380	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	774,519.000	897,667.520	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	487,344.000	395,235.980	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	248,809.000	204,520.990	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING REIT PLC	119,354.000	69,225.320	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	756,730.000	1,148,716.140	

	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT LTD	338,077.000	199,803.500	
	UNITE GROUP PLC	157,972.000	1,503,893.440	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	189,477.000	230,404.030	
	WAREHOUSE REIT PLC	182,285.000	150,567.410	
	WORKSPACE GROUP PLC	57,573.000	323,272.390	
イギリス・ポンド 小計		12,040,885.000	19,436,135.450 (3,597,045,588)	
イスラエル・シユケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	314,331.000	446,978.680	
	REIT 1 LTD	80,666.000	1,246,289.700	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	76,664.000	587,246.240	
イスラエル・シユケル 小計		471,661.000	2,280,514.620 (87,001,861)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	26,096.000	462,943.040	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	21,895.000	149,104.950	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	8,747.000	618,587.840	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	8,104.000	119,290.880	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	15,423.000	47,040.150	
	CANADIAN APT PPTYS REIT	32,525.000	1,488,018.750	
	CHOICE PROPERTIES REIT	63,143.000	847,379.060	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	20,642.000	281,556.880	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	21,117.000	292,470.450	
	DREAM INDUSTRIAL REIT	53,544.000	683,756.880	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST	8,533.000	79,698.220	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	43,278.000	621,472.080	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	12,287.000	835,393.130	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	49,785.000	464,494.050	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	28,144.000	353,488.640	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	22,006.000	377,622.960	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	9,341.000	131,801.510	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	8,705.000	119,258.500	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	14,455.000	103,497.800	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	46,246.000	215,043.900	
PRIMARIS REIT	18,903.000	257,080.800		

	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	15,769.000	72,537.400	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	58,027.000	1,063,634.910	
	SLATE GROCERY REIT	9,614.000	102,869.800	
	SMARTCENTRES REIT	29,372.000	694,354.080	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REIT	21,434.000	36,866.480	
カナダ・ドル 小計		667,135.000	10,519,263.140 (1,152,280,084)	
ニュージーランド・ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	341,012.000	368,292.960	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	412,469.000	824,938.000	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	643,349.000	514,679.200	
	PRECINCT PROPERTIES	556,721.000	626,311.120	
ニュージーランド・ドル 小計		1,953,551.000	2,334,221.280 (209,262,938)	
ユーロ	AEDIFICA	18,859.000	1,090,993.150	
	ALTAREA	1,677.000	127,955.100	
	CARE PROPERTY INVEST NV	15,092.000	190,159.200	
	CARMILA SA	22,519.000	322,472.080	
	COFINIMMO SA	13,939.000	899,065.500	
	COVIVIO	19,840.000	883,276.800	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	16,957.000	376,106.260	
	GECINA SA	20,477.000	2,042,580.750	
	HAMBORNER REIT AG	28,629.000	190,955.430	
	ICADE	12,799.000	424,926.800	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	20,555.000	44,398.800	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	116,361.000	671,984.770	
	INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	11,412.000	229,951.800	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES REIT PLC	175,842.000	172,325.160	
	KLEPIERRE	77,779.000	1,900,140.970	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIMI SA	22,313.000	126,291.580	
	MERCIALYS	39,645.000	340,352.320	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	132,422.000	1,124,262.780	
	MONTEA SCA	5,957.000	421,159.900	
	NSI NV	7,083.000	127,777.320	
	RETAIL ESTATES	4,952.000	312,471.200	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	40,927.000	2,156,034.360	
	VASTNED RETAIL	7,728.000	151,159.680	
	WAREHOUSES DE PAUW	64,932.000	1,663,557.840	
WERELDHAVE NV	16,192.000	247,089.920		

		XIOR STUDENT HOUSING NV	11,510.000	348,177.500	
	ユーロ	小計	926,398.000	16,585,626.970 (2,661,661,416)	
	韓国・ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	15,518.000	46,709,180.000	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	69,322.000	229,455,820.000	
		JR REIT XXVII	65,090.000	262,312,700.000	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	22,542.000	122,403,060.000	
		LOTTE REIT CO LTD	45,770.000	137,767,700.000	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	20,887.000	69,344,840.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	28,204.000	173,172,560.000	
		SK REITS CO LTD	48,785.000	189,773,650.000	
	韓国・ウォン	小計	316,118.000	1,230,939,510.000 (140,819,480)	
	香港・ドル	CHAMPION REIT	736,070.000	1,876,978.500	
		LINK REIT	1,028,620.000	40,836,214.000	
		PROSPERITY REIT	538,000.000	747,820.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	445,000.000	983,450.000	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	803,000.000	995,720.000	
	香港・ドル	小計	3,550,690.000	45,440,182.500 (869,270,691)	
投資証券	合計		28,919,531	65,062,986,872 (65,062,986,872)	
合計				72,373,339,807 (72,373,339,807)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)	
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	5銘柄	0.06	—	77.92
	投資証券	138銘柄	—	77.59	
イギリス・ポンド	投資証券	38銘柄	—	4.95	4.97
イスラエル・シケル	投資証券	3銘柄	—	0.12	0.12
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券	31銘柄	6.52	—	6.55
カナダ・ドル	投資証券	26銘柄	—	1.59	1.59
シンガポール・ドル	投資信託受益証券	22銘柄	3.37	—	3.38
ニュージーランド・ドル	投資証券	4銘柄	—	0.29	0.29
ユーロ	投資信託受益証券	1銘柄	0.03	—	3.71
	投資証券	26銘柄	—	3.67	
韓国・ウォン	投資証券	8銘柄	—	0.19	0.19
香港・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	0.08	—	1.28
	投資証券	5銘柄	—	1.20	



(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2023年11月30日現在

I 資産総額	3,442,909,310円
II 負債総額	2,486,856円
III 純資産総額 (I - II)	3,440,422,454円
IV 発行済数量	2,992,222,354口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1498円

(参考)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	249,816,099,538円
II 負債総額	201,193,856円
III 純資産総額 (I - II)	249,614,905,682円
IV 発行済数量	110,603,062,983口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.2569円

インデックス225 マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	157,830,496,463円
II 負債総額	1,001,000円
III 純資産総額 (I - II)	157,829,495,463円
IV 発行済数量	55,646,130,174口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.8363円

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	81,543,078,521円
II 負債総額	70,727,615円
III 純資産総額 (I - II)	81,472,350,906円
IV 発行済数量	46,387,327,403口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7563円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年11月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2023年11月30日現在）

#### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

#### ② 投資運用の意思決定機構

##### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

##### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2023年11月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,517,087,272,118
追加型株式投資信託	779	15,334,220,929,811
単位型公社債投資信託	21	35,808,950,249
単位型株式投資信託	208	1,075,655,152,816
合計	1,034	17,962,772,304,994

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第38期事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第39期中間会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	31,421	33,770
金銭の信託	30,332	29,184
未収委託者報酬	17,567	16,279
未収運用受託報酬	4,348	3,307
未収投資助言報酬	309	283
未収収益	5	15
前払費用	1,167	1,129
その他	2,673	2,377
流動資産計	87,826	86,346
固定資産		
有形固定資産	1,268	1,127
建物	※1 1,109	※1 1,001
器具備品	※1 158	※1 118
リース資産	-	※1 7
無形固定資産	4,561	5,021
ソフトウェア	3,107	3,367
ソフトウェア仮勘定	1,449	1,651
電話加入権	3	2
投資その他の資産	10,153	9,768
投資有価証券	241	182
関係会社株式	5,349	5,810
長期差入保証金	1,102	775
繰延税金資産	3,092	2,895
その他	367	104
固定資産計	15,983	15,918
資産合計	103,810	102,265

(単位：百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,445	1,481
リース債務	-	1
未払金	7,616	7,246
未払収益分配金	0	0
未払償還金	9	-
未払手数料	7,430	7,005
その他未払金	175	240
未払費用	8,501	7,716
未払法人税等	2,683	1,958
未払消費税等	1,330	277
賞与引当金	1,933	1,730
役員賞与引当金	69	48
流動負債計	23,581	20,460
固定負債		
リース債務	-	6
退職給付引当金	2,507	2,654
時効後支払損引当金	147	108
固定負債計	2,655	2,769
負債合計	26,236	23,230
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	56,020	57,481
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	55,896	57,358
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	24,216	25,678
株主資本計	77,573	79,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	77,573	79,034
負債・純資産合計	103,810	102,265

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	108,563		95,739	
運用受託報酬	16,716		16,150	
投資助言報酬	1,587		2,048	
その他営業収益	12		23	
営業収益計		126,879		113,962
営業費用				
支払手数料	45,172		41,073	
広告宣伝費	391		216	
公告費	0		0	
調査費	36,488		33,177	
調査費	10,963		12,294	
委託調査費	25,525		20,882	
委託計算費	557		548	
営業雑経費	842		733	
通信費	35		36	
印刷費	606		504	
協会費	66		69	
諸会費	26		29	
支払販売手数料	106		92	
営業費用計		83,453		75,749
一般管理費				
給料	10,377		10,484	
役員報酬	168		168	
給料・手当	8,995		9,199	
賞与	1,213		1,115	
交際費	6		17	
寄付金	15		11	
旅費交通費	40		128	
租税公課	367		330	
不動産賃借料	1,674		1,006	
退職給付費用	495		437	
固定資産減価償却費	1,389		1,388	
福利厚生費	42		47	
修繕費	0		1	
賞与引当金繰入額	1,933		1,730	
役員賞与引当金繰入額	69		48	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,901		4,074	
事務用消耗品費	45		37	
器具備品費	0		1	
諸経費	217		334	
一般管理費計		20,578		20,078
営業利益		22,848		18,135

(単位：百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		13		10
受取配当金	※1	559	※1	2,400
時効成立分配金・償還金		0		0
為替差益		7		—
雑収入		19		10
時効後支払損引当金戻入額		10		24
営業外収益計		610		2,446
営業外費用				
為替差損		—		3
金銭の信託運用損		743		1,003
早期割増退職金		20		24
雑損失		—		47
営業外費用計		764		1,079
経常利益		22,694		19,502
特別利益				
固定資産売却益		0		—
投資有価証券売却益		—		4
特別利益計		0		4
特別損失				
固定資産除却損		5		12
投資有価証券売却損		6		9
ゴルフ会員権売却損		3		—
オフィス再編費用	※2	509		—
関係会社株式評価損		—		584
特別損失計		525		606
税引前当期純利益		22,169		18,900
法人税、住民税及び事業税		6,085		4,881
法人税等調整額		584		197
法人税等合計		6,669		5,078
当期純利益		15,499		13,821

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	19,996	51,800	73,353
当期変動額									
剰余金の配当							△11,280	△11,280	△11,280
当期純利益							15,499	15,499	15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,219	4,219	4,219
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	73,353
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280
当期純利益			15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	4,219
当期末残高	△0	△0	77,573

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投



	<p>資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過の取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、(金融商品会計)注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

### ※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
建物	415	523
器具備品	966	934
リース資産	—	1

(損益計算書関係)

### ※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
受取配当金	543	2,393

### ※2. オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,280	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類株式					

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	30,332	30,332	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	30,334	30,334	—

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期（2022年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	31,421	—	—	—
(2) 金銭の信託	30,332	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	17,567	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,348	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	83,670	1	—	—

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期（2022年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	6,932	—	6,932
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	6,932	—	6,932

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	29,186	—	29,186

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としておりません。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	239	180
関係会社株式		
非上場株式	5,349	5,810

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第37期の貸借対照表計上額5,349百万円、第38期の貸借対照表計上額5,810百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第37期（2022年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額239百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13	—	6

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,479	2,576
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	△14	31
退職給付の支払額	△185	△191
退職給付債務の期末残高	2,576	2,698

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,576	2,698
未積立退職給付債務	2,576	2,698
未認識数理計算上の差異	△35	△44
未認識過去勤務費用	△33	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,507	2,654
退職給付引当金	2,507	2,654
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,507	2,654



## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	34	22
過去勤務費用の費用処理額	69	34
その他	△3	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	398	334

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において20百万円、当事業年度において24百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.76%	1.00%～3.56%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度97百万円、当事業年度103百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	156	121
未払事業所税	10	9
賞与引当金	592	529
未払法定福利費	92	94
運用受託報酬	845	390
資産除去債務	13	15
減価償却超過額 (一括償却資産)	12	21
減価償却超過額	58	198
繰延資産償却超過額 (税法上)	292	297
退職給付引当金	767	812
時効後支払損引当金	45	33
ゴルフ会員権評価損	7	7
関係会社株式評価損	166	345
投資有価証券評価損	28	4
その他	2	13
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,092	2,895
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	3,092	2,895

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
法定実効税率	—	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△3.69 %
その他	—	△0.06 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	26.87 %

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率 (*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	76,763百万円	68,921百万円
資産合計	76,763百万円	68,921百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	4,740百万円	3,643百万円
負債合計	4,740百万円	3,643百万円
純資産	72,022百万円	65,278百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	55,263百万円	51,451百万円
顧客関連資産	25,175百万円	20,947百万円

## (2) 損益計算書項目

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,429百万円	△8,039百万円
経常利益	△8,429百万円	△8,039百万円
税引前当期純利益	△8,429百万円	△8,039百万円
当期純利益	△7,015百万円	△6,744百万円
1株当たり当期純利益	△175,380円68銭	△168,617円97銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,618百万円	4,228百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	108,259百万円	95,739百万円
運用受託報酬	14,425百万円	14,651百万円
投資助言報酬	1,587百万円	2,048百万円
成功報酬(注)	2,594百万円	1,499百万円
その他営業収益	12百万円	23百万円
合計	126,879百万円	113,962百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,789	未払 手数料	1,592
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,373	未払 手数料	2,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,939,327円79銭	1,975,862円96銭
1株当たり当期純利益金額	387,499円36銭	345,535円19銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。



# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		28,013
金銭の信託		28,384
未収委託者報酬		17,669
未収運用受託報酬		3,747
未収投資助言報酬		305
未収収益		13
前払費用		1,318
その他		2,504
	流動資産計	81,956
固定資産		
有形固定資産		1,055
建物	※1	947
器具備品	※1	100
リース資産	※1	6
無形固定資産		4,959
ソフトウェア		2,954
ソフトウェア仮勘定		2,002
電話加入権		2
投資その他の資産		8,557
投資有価証券		184
関係会社株式		4,888
長期差入保証金		772
繰延税金資産		2,592
その他		120
	固定資産計	14,572
資産合計		96,529

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	418
リース債務	1
未払金	7,850
未払収益分配金	1
未払償還金	0
未払手数料	7,654
その他未払金	193
未払費用	7,452
未払法人税等	2,372
未払消費税等	1,076
契約負債	20
賞与引当金	861
役員賞与引当金	26
	流動負債計
	20,081
固定負債	
リース債務	5
退職給付引当金	2,701
時効後支払損引当金	72
	固定負債計
	2,780
負債合計	22,861
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	52,115
利益準備金	123
その他利益剰余金	51,991
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	20,311
	株主資本計
	73,668
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
	評価・換算差額等計
	△0
純資産合計	73,668
負債・純資産合計	96,529

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	49,984	
運用受託報酬	8,063	
投資助言報酬	1,082	
その他営業収益	13	
	営業収益計	59,144
営業費用		
支払手数料	21,623	
広告宣伝費	107	
公告費	0	
調査費	17,657	
調査費	6,728	
委託調査費	10,928	
委託計算費	280	
営業雑経費	372	
通信費	17	
印刷費	253	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	38	
	営業費用計	40,042
一般管理費		
給料	4,831	
役員報酬	77	
給料・手当	4,735	
賞与	19	
交際費	14	
寄付金	3	
旅費交通費	63	
租税公課	175	
不動産賃借料	508	
退職給付費用	206	
固定資産減価償却費	※1 749	
福利厚生費	17	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	861	
役員賞与引当金繰入額	26	
機器リース料	0	
事務委託費	1,714	
事務用消耗品費	24	
器具備品費	0	
諸経費	120	
	一般管理費計	9,319
営業利益		9,782

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	3	
時効成立分配金・償還金	0	
時効後支払損引当金戻入額	35	
雑収入	10	
営業外収益計		53
営業外費用		
為替差損	7	
金銭の信託運用損	785	
早期割増退職金	0	
雑損失	3	
営業外費用計		797
経常利益		9,038
特別損失		
固定資産除却損	2	
関係会社株式評価損	922	
特別損失計		924
税引前中間純利益		8,113
法人税、住民税及び事業税		2,136
法人税等調整額		303
法人税等合計		2,440
中間純利益		5,673

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678
当中間期変動額							
剰余金の配当							△11,040
中間純利益							5,673
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△5,366
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	20,311

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	57,481	79,034	△0	△0	79,034
当中間期変動額					
剰余金の配当	△11,040	△11,040			△11,040
中間純利益	5,673	5,673			5,673
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)		—	△0	△0	△0
当中間期変動額 合計	△5,366	△5,366	△0	△0	△5,366
当中間期末残高	52,115	73,668	△0	△0	73,668

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投</p>



## 6. 収益及び費用の計上基準

資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)		
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	…	577百万円
	器具備品	…	764百万円
	リース資産	…	2百万円

(中間損益計算書関係)

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		
※1. 減価償却実施額	有形固定資産	…	71百万円
	無形固定資産	…	678百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

### 1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,384	28,384	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,386	28,386	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	28,384	—	28,384
投資有価証券	—	—	—	—
その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,386	—	28,386

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。  
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 (その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	4,888

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末  
(2023年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額4,888百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

#### (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

#### 2. 企業結合日

2016年10月1日

#### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

#### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

#### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年4月1日から2023年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	65,400百万円
資産合計	65,400百万円
流動負債	－百万円
固定負債	3,358百万円
負債合計	3,358百万円
純資産	62,041百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額49,546百万円及び顧客関連資産の金額19,028百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,824百万円
経常利益	△3,824百万円
税引前中間純利益	△3,824百万円
中間純利益	△3,237百万円
1株当たり中間純利益	△80,925円14銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,918百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第39期中間会計期間  
(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

委託者報酬	49,984百万円
運用受託報酬	7,464百万円
投資助言報酬	1,082百万円
成功報酬(注)	599百万円
その他営業収益	13百万円
合計	59,144百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,841,700円33銭
1株当たり中間純利益金額	141,837円37銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。



1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益金額	5,673百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	5,673百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約 款

追加型証券投資信託  
D I AMパッシブ資産分散ファンド  
(愛称：三本の矢)  
約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、インデックス225 マザーファンド受益証券および外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンドおよび外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を通じて主に外国債券、国内株式および外国不動産投資信託証券に投資し、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。
- ②各マザーファンドへの投資に当たっては、各資産の信託財産におけるリスク量が均等となる比率（以下、「基本リスクウェイト」といいます。）に基づき算出された投資比率に従い、配分します。
- ③基本リスクウェイトは、各資産の時価およびボラティリティをもとに、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が定期的に計測します。計測の結果、原則として、基本リスクウェイトから信託財産におけるいずれかの資産のリスクウェイトが5%以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- ④上記規定にかかわらず、信託財産の純資産総額の水準や市場環境等によって、各資産の投資割合を見直す場合があります。
- ⑤実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。
- ⑥市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ①マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

収益分配は、分配対象額の範囲のうち、原則として利子・配当等収益の範囲内で行います。また、毎年

5月および11月の決算時には、原則として利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
D I AMパッシブ資産分散ファンド（愛称：三本の矢）  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

第3条 委託者は、金26,771,686,026円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意の上、金4,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第8項、第39条、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の分割および再分割>

第5条 委託者は、第3条第1項による受益権については26,771,686,026口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<受益権の取得申込みの勧誘>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

#### <信託日時異なる受益権の内容>

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」といい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」といい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

#### <受益権の設定に係る受託者の通知>

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込み単位および取得価額等>

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し1口単位をもって取得の申込みに応ずることができます。また、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

②前1項にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、英国証券取引所の休業日、オーストラリア証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行の休業日、オランダの銀行の休業日またはフランスの銀行の休業日（「海外休業日」といいます。以下同じ。）に該当する場合は、受益権の取得申込みに応じません。

③第1項の取得申込者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。以下同じ。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる取得価額は、1口につき1円に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社および登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥前4項および前5項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託者の指定する証券会社または登録金融機関において、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以内に、当該証券会社または登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みを行う場合の手数料率を独自の料率に定めることができます。

⑦前4項から前6項までの規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の



取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドおよびインデックス225 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの。
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②前項の規定に係らず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<受託者の自己または利害関係人との取引>

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼業等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者におけるほかの信託財産との間で第15条および第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

②前項の取扱いは、第24条および第25条における委託者の指図による取引についても同様とします。

#### <運用の基本方針>

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <特別の場合の外貨建資産への投資制限>

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### <信託業務の委託等>

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

#### <混蔵寄託>

第22条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者

および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### <信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券売却等の指図>

- 第24条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

- 第25条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
  - ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

- 第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

- 第28条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、

信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第29条 この信託の計算期間は、原則として1月7日から3月6日まで、3月7日から5月6日まで、5月7日から7月6日まで、7月7日から9月6日まで、9月7日から11月6日まで、11月7日から翌年1月6日までとします。ただし、第1計算期間は平成17年12月28日から平成18年3月6日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### <信託財産に関する報告>

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### <信託事務の諸費用>

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の総額および支弁の方法>

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④委託者は、グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。その報酬額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、グローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た金額の合計に、マザーファンドの受益権総口数に占める信託財産に属する当該マザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額とします。
1. 25億円以下の部分に対しては、年10,000分の20の率
  2. 25億円を超えて75億円以下の部分に対しては、年10,000分の18の率
  3. 75億円を超えた部分に対しては、年10,000分の15の率
- ⑤平成28年4月13日以降、この信託がグローバルリート・パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券へ投資を行わないこととなった場合には、前項の規定は適用しません。

#### <収益の分配方式>

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益

者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第34条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日ならびに第35条第2項に規定する交付までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第36条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第12条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、各受

益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

#### <収益分配金および償還金の時効>

第36条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### <信託契約の一部解約>

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③第1項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。
- ④委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- ⑥委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。
- ⑦前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑧委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が50億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第39条の規定を準用するものとします。

#### <質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### <信託契約の解約>

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

#### <委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### <委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### <受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

- 第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <信託約款の変更>

- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### <反対者の買取請求権>

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

#### <公告>

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### <信託約款に関する疑義の取扱い>

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### (附則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成17年12月28日

(信託契約締結日)

委託者	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社



親投資信託  
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。  
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

- 8) 外国為替予約取引は約款24条の範囲で行ないます。
- 9) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 10) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
[インデックス225 マザーファンド] 約 款

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果をめざした運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、原則として、日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄の中から200銘柄以上に同指数における個別銘柄の比率と同程度となるように投資を行いません。

②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

③株価指数先物取引等を利用する場合があります。

④株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

親投資信託  
外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券<sup>※</sup>を主要投資対象とします。

※海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および不動産投資法人の投資証券。以下同じ。）とします。

(2) 投資態度

- ①主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ②不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。
- ④市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③株式への直接投資は行いません。
- ④同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。